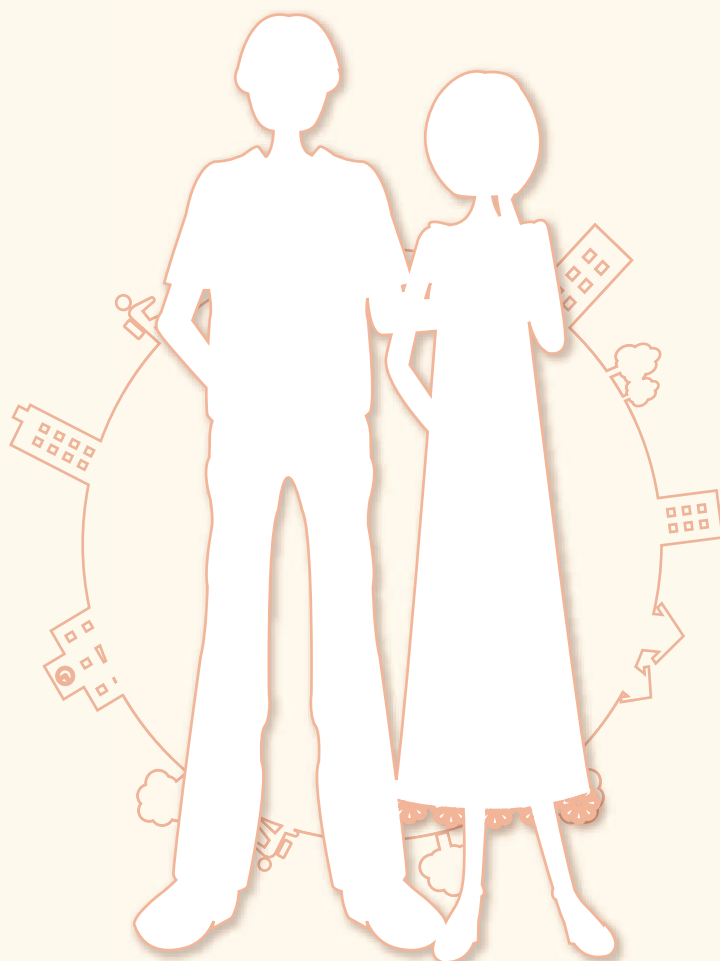


# 第2次長泉町男女共同参画プラン (後期計画)

～よりよいパートナーシップづくりをめざして～

平成28年度～平成32年度



平成28年3月  
長泉町



# は じ め に

男女がともに協力しあい、その人権を尊重し、家庭、地域社会、学校、職場など、あらゆる分野で、個性と能力を十分発揮することができる「男女共同参画社会」の実現は、私たち一人ひとりがいきいきと暮らせる、「日本一の笑顔が輝き続けるまち」長泉町を創造していく上でたいへん重要なことであります。



本町では、平成9年3月に「長泉町女性行動計画（ぱっとなあしっぷ）」を策定し、さらには、平成17年3月に、「長泉町男女共同参画プラン（ぱっとなあしっぷⅡ）」、平成23年3月に「第2次長泉町男女共同参画プラン」を策定し、町民の皆様とともに男女共同参画を推進するさまざまな施策に取り組んでまいりました。

その中で、男女共同参画への理解が確実に深まってきているなど、一定の前進が見られるものの、性別による固定的な役割分担意識が残っているなど、男女共同参画社会を実現していくには、なお一層の努力が求められています。

また、「第2次長泉町男女共同参画プラン」の策定から5年が経過し、その間、少子高齢化が一層進行するとともに、家族形態や地域社会、あるいは雇用や就業構造など、近年の社会経済状況の変化に伴う課題に対応しつつ、新たな法律や第4次長泉町総合計画後期基本計画等との整合性を図るとともに、プランの実効性を高めるため、中間見直しを実施し、後期計画を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、「男女が互いに認め合い一人ひとりの夢と能力を生かせる男女共同参画社会の実現」に向けた取組を、住民、地域、企業、行政が一体となって着実に進めてまいりたいと考えておりますので、町民の皆様には、より一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました住民の皆様をはじめ、高い見識と広い視野に立ち、多大なるご尽力を賜りました長泉町男女共同参画プラン策定委員会の皆様に対し心から厚くお礼を申し上げます。

平成28年3月

長泉町長 遠藤 日出夫

# 目次

|     |                                 |    |
|-----|---------------------------------|----|
| 第1章 | 計画の策定にあたって .....                | 1  |
| 1   | 計画策定の趣旨 .....                   | 1  |
| 2   | 計画の位置づけと期間 .....                | 2  |
| 3   | 計画の重点事項 .....                   | 3  |
| 4   | 計画推進にあたって町・住民・事業者に求められること ..... | 5  |
| 5   | 計画の推進 .....                     | 6  |
| 第2章 | 長泉町の男女共同参画を取り巻く環境 .....         | 7  |
| 1   | 社会的背景 .....                     | 7  |
| 2   | 国際的な動向 .....                    | 7  |
| 3   | 国の動向 .....                      | 8  |
| 4   | 県の動向 .....                      | 9  |
| 5   | 町の取組 .....                      | 9  |
| 第3章 | 長泉町における男女共同参画の現状 .....          | 10 |
| 1   | 長泉町の特性 .....                    | 10 |
| 2   | 施策の現状 .....                     | 12 |
| 3   | 計画の進捗状況 .....                   | 12 |
| 4   | アンケート調査の結果概要 .....              | 13 |
| 第4章 | 計画の基本理念 .....                   | 30 |
| 1   | 基本理念 .....                      | 30 |
| 2   | 基本目標 .....                      | 31 |
| 3   | 計画の体系 .....                     | 33 |

---

## 第5章 計画の内容 ..... 35

- 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり..... 35
  - (1) 男女平等教育・学習の推進 ..... 35
  - (2) 男女共同参画・人権尊重意識の啓発 ..... 37
- 2 就業における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） ..... 38
  - (1) 就業分野における男女共同参画の推進 ..... 38
  - (2) 就業環境の整備 ..... 39
  - (3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ..... 40
- 3 男性にとっての男女共同参画..... 41
  - (1) 男性の男女共同参画への促進 ..... 41
- 4 まちづくりに向けての男女共同参画..... 43
  - (1) 政策方針決定の場への共同参画 ..... 44
  - (2) 地域活動の推進 ..... 45
- 5 生涯を通じた健康と福祉の増進..... 47
  - (1) 生涯を通じた女性の健康支援 ..... 48
  - (2) 困難を抱えたあらゆる女性等が安心して暮らせる環境の充実 ..... 49
  - (3) 高齢者福祉の向上 ..... 51
- 6 女性に対するあらゆる暴力の根絶..... 53
  - (1) 女性に対する暴力の根絶 ..... 53
  - (2) 女性に対する暴力への相談機能の充実 ..... 54

## 参考資料 ..... 55

- 1 策定経過..... 55
  - 2 長泉町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱..... 56
  - 3 長泉町男女共同参画プラン策定委員会名簿..... 58
  - 4 男女共同参画社会基本法..... 59
-





# 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

個人の尊重と法の下での平等を謳う日本国憲法において、男女平等の実現に向けた取組は、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約<sup>※1</sup>）」にもとづく国際的な取組とともに着実に進められてきました。

これらの動きに伴い、各種法制度の整備が進み、社会の意識も少しずつ変化していますが、固定的性別役割分担<sup>※2</sup>やこれを反映した慣行はあらゆる分野に依然として残り、男女共同参画社会の実現の妨げとなっています。また、社会経済情勢が変化する中で、価値観やライフスタイルが多様化するなど、私たちを取り巻く新たな状況への対応が求められています。

長泉町では、男女共同参画の推進に関する基本的な計画として、平成9年に第1次計画となる「『ぱっとなぁしっぴ』ながいずみぶらん」（計画期間：平成9年度～22年度）を策定し、平成17年には男女共同参画に対する社会情勢のさまざまな変化に伴う計画の見直しを行い「ぱっとなぁしっぴⅡ」（平成17年度～22年度）を策定しました。また、「ぱっとなぁしっぴⅡ」の期間満了に伴い、社会情勢の変化に対する取組を盛り込み、「第2次長泉町男女共同参画プラン」（平成23年度～32年度）を策定しています。

今回の計画は「第2次長泉町男女共同参画プラン」策定より5年間が経過し、社会情勢の変化もあったことから、第2次プランの見直しを図り、後期計画を策定するものです。

### ※1 女子差別撤廃条約

女子差別撤廃条約は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別の撤廃を求めた多国間条約です。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めるものです。

### ※2 固定的性別役割分担

性別を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として「男は仕事、女は家庭」というような役割を固定的にわけingることをいいます。

## 2 計画の位置づけと期間

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、「男女共同参画社会基本法<sup>※3</sup>」（平成 11 年 法律第 78 号）の第 14 条第 3 項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたります。

策定にあたっては、国の男女共同参画基本計画や、静岡県の男女共同参画基本計画とも整合を図るとともに、長泉町の上位計画である「第 4 次長泉町総合計画」や他分野の関連計画との整合性にも配慮しています。

### (2) 計画の期間

本計画の期間は、男女共同参画に向けた全庁的な取組を推進するため、長泉町の上位計画である「第 4 次長泉町総合計画」との整合性を考慮して、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間としています。

後期計画の期間は平成 28 年度から平成 32 年度までです。

#### ※3 男女共同参画社会基本法

男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のためにつくられた法律で、平成 11 年 6 月に公布、施行されました。

### 3 計画の重点事項

本計画の策定にあたり、以下の3項目を重点事項として掲げ、積極的な取組を推進します。

#### (重点事項1) あらゆる分野への男女共同参画

すべての人々が、自分の人生に満足感を得て生きがいのある充実した生活を送るためには、職場、家庭、地域社会等のあらゆる分野において、対等な立場で参画し、能力や個性を発揮できる男女共同参画社会づくりが必要です。また、政治や行政のほか、企業や団体等の民間分野においても、意思決定過程における女性の参画は進んできているものの、より一層女性の個性や能力を十分に活用することが望まれます。

長泉町では、審議会等への女性登用率は、平成27年度時点で2割強にとどまっており、また、住民の意識も、政治、経済活動の中で男性が優位と感じている人が依然として多い状況となっています。審議会等への女性委員の登用を今後も促進するとともに、企業・団体等に対し、意思決定過程における女性の参画の働きかけを進めていきます。

また、自治会活動やボランティア活動等の地域活動をはじめ、あらゆる分野への参画と活動を推進するため、男女共同参画意識の啓発をさらに進めるとともに、男女共同参画の視点からまちづくりを見直し、だれもが安心して暮らせるまちづくりに努めます。

#### (重点事項2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

今日、男女ともに、仕事と家庭や地域活動などの仕事以外の生活も大事にしたいといった仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※<sup>4</sup>）の考え方をもつ人が増えてきました。一方で、少子高齢社会の到来や家族形態の多様化、女性の就労意向の高まりなど、社会経済環境の変化に対応するためには、男女が互いに協力して働き続けられる環境の整備が必要となってきています。

##### ※4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

一人ひとりが、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、それぞれの人生の段階（ライフステージ）に応じて、自らの希望する生き方が選択・実現できることをさしています。平成19年には、国が「ワーク・ライフ・バランス憲章」を定め、現在、官民あげてさまざまな取組が進められています。

平成 15 年施行の「次世代育成支援対策推進法<sup>※5</sup>」の改正により、平成 21 年 4 月以降は 301 人以上（平成 23 年 4 月以降は 101 人以上）の労働者を雇用する事業主には、次世代育成支援対策に関する行動計画の策定が義務付けられました。また、平成 27 年に成立した「女性活躍推進法<sup>※6</sup>」においては 301 人以上の労働者を雇用する事業主に職業生活における女性の活躍を推進する行動計画を策定することが義務付けられ、仕事と生活が両立できる働き方への見直しの動きがよりいっそう加速するものと考えられます。

こうした中で、男性の家庭参画を促す学習機会などを充実していくことも必要です。このため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の視点に立ち、男女がともに働き続けられる環境の整備に向けた取組を支援します。また、多様なニーズに対応する育児・介護サービスの充実や保育施設整備に努めていきます。

### （重点事項 3） **だれもがいきいきと暮らすための健康と福祉の増進**

男女ともに、生涯にわたって、仕事や家庭、地域社会にいきいきと参画するためには、心身の健康が不可欠です。

自らの健康の保持増進に努めることができるよう、年代や個々の健康状態に応じた健康づくりのための推進体制の整備が望まれます。また、自分の生き方を選択し、自分の能力を発揮するためには、個人の尊厳の保持と生活の自立を支援する福祉の充実が必要です。

少子高齢化や核家族化の進展、ライフスタイルの変化等、社会が急速に変化する中で、妊娠・出産・子育てをめぐる母子の医療と福祉、高齢者や障がいのある人への福祉、生活習慣病予防や介護予防などライフサイクルを通じた課題は多岐にわたり、また、性別によっても異なります。

こうした課題を解決していくためには、家庭、職場、地域社会での活動において、女性と男性がともにささえあいながら、ライフステージに応じた適切な支援が行われることが必要です。

#### ※ 5 次世代育成支援対策推進法

労働者の子育て支援のため事業主に環境づくりを求める法律で、社員 301 人（平成 23 年 4 月以降は 101 人）以上の企業は行動計画の策定・実施が義務付けられています。

#### ※ 6 女性活躍推進法

女性の職業生活における活躍の推進を求める法律で、社員 301 人以上の企業は女性の活躍推進に向けた行動計画の策定が義務付けられています。

## 4 計画推進にあたって町・住民・事業者求められること

この計画の推進にあたっては、町だけではなく、住民、事業者それぞれが役割と責任をもって、協働して取り組むことが重要です。町、住民、事業者が果たす役割は、次のとおりです。

町では、住民、事業者に向けて、さまざまな機会を通じて啓発活動に取り組んでいきます。

### (1) 町の役割

- 住民や事業者に対し、男女共同参画社会の基本理念の浸透を図るとともに、町職員自らが取組の模範となるよう、男女共同参画を積極的に推進すること。
- 住民が一人ひとりの能力を発揮することができ、また多様な生き方が選択できるような環境の整備を進めること。
- 国や県との十分な連携を図り、住民や事業者との協働の下で、男女共同参画社会の形成に向けた施策を実施すること。

### (2) 住民の役割

- 一人ひとりが、家庭や職場、地域その他の社会のあらゆる分野において相互に協力し、主体的かつ積極的に男女共同参画の推進に努めること。
- 女性も男性も、固定的性別役割分担意識にとらわれず、家庭生活や職場、地域活動などにおいて、それぞれの能力を発揮して、権利も責任もともに分かちあうこと。
- 男女共同参画社会の形成に向けた各主体の取組について理解し、積極的に協力していくこと。

### (3) 事業者の役割

- 職場における男女の均等な機会を確保するなど、事業活動での男女共同参画を主体的かつ積極的に推進するよう努めること。
- 男女が、職場における活動と家庭における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境の整備に努めること。
- 男女共同参画社会の形成に向けた各主体の取組について理解し、積極的に協力していくこと。

## 5 計画の推進

より効果的に施策を進めていくため、町関係部署の連携を強化するとともに、男女共同参画推進懇話会を活用した計画の推進を図ります。また、男女共同参画社会の形成を推進していくために、住民の参画を広く求め、協働のもとに推進していきます。

### (1) 計画推進体制の整備

関係部署や機関と、施策の進捗状況や町の課題などの共有と相互の連絡調整を図りながら、総合的・計画的に推進して行くため、関係所管課との連携を図ります。

また、住民と行政が一体となった協力体制が取れるよう、男女共同参画推進懇話会、住民団体等との連携を推進します。

### (2) 国・県・関係機関との連携

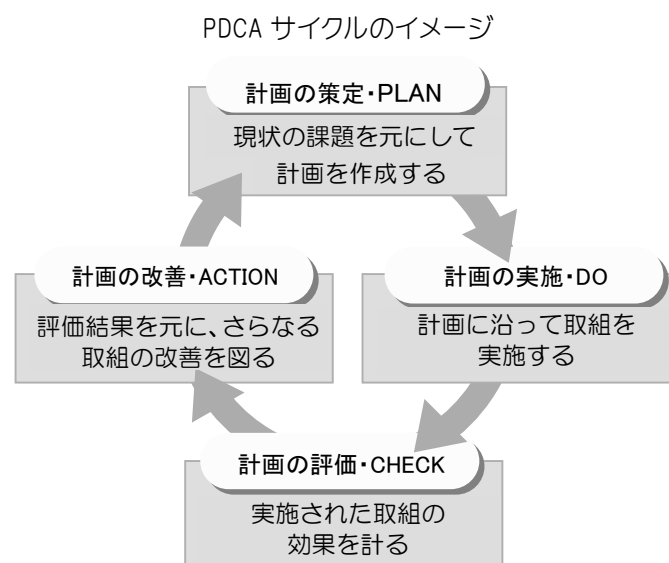
男女共同参画社会の実現に向けて、国・県・男女共同参画等関係機関との連携に努めるとともに、他市町との情報交換を行います。

### (3) 計画の進捗管理

本計画に位置づけられる取組については、男女共同参画推進懇話会において、年次ごとにこの計画の進捗状況と施策の効果等を検証・評価し、社会情勢の変化など必要に応じて実施方法などを見直していきます。

進捗管理は「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、「PLAN（計画）」「DO（実施）」「CHECK（評価）」「ACTION（改善）」のサイクルを回していくことにより、事業の継続的な改善を図る（充実させる）ことを年度ごとに繰り返していきます。

また、計画の進捗状況や男女共同参画推進懇話会の審議内容などの情報公開に努めます。





## 第2章

# 長泉町の男女共同参画を取り巻く環境

## 1 社会的背景

我が国においては、少子高齢化の急速な進行により、平成 20 年をピークに人口減少局面に入り、今後も急減すると見込まれています。少子高齢化といった人口構成の大きな変化やグローバル化による産業競争の激化などにより、経済社会の構造が変化し、非正規労働者の増大を始めとする雇用の不安定化、社会保障の持続可能性など、さまざまな課題が生じている中で、社会の持続可能性の確保や諸課題の解決に向けて、女性の活躍がこれまで以上に必要とされています。

また、経済は長引くデフレに苦しみ、持続的な経済成長が実現できなかったものの、近年、企業収益は回復し、ようやく「経済の好循環」が生まれつつあり、その担い手としての女性の活躍の重要性が増しています。持続可能な地域社会の構築が求められる中、人口減少の問題は地域によって状況が異なっており、女性の活躍をめぐる状況や住民の意識も地域によってさまざまであることから、地域の実情に応じた取組が重要となっています。

## 2 国際的な動向

世界では、国際連合が提唱した昭和 50（1975）年の国際婦人年に開催された国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における世界行動計画の採択をはじめ、昭和 51（1976）年から始まる「国連婦人の 10 年」に続くさまざまな取組が行われてきました。昭和 54（1979）年には、国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、日本も昭和 60（1985）年に批准しました。

平成 7（1995）年に開かれた第 4 回世界女性会議では「北京宣言及び行動綱領」を採択、12 の重大問題領域を設定し、平成 12（2000）年の国連特別総会（女性 2000 年会議）、平成 27（2015）年の第 59 回国連婦人の地位委員会においては、これまでの取組状況に関するレビュー、広報・啓発等の活動を行っています。

### 3 国の動向

#### ① 国内行動計画の策定

国際社会における男女平等の実現に向けた取組を受け、国は昭和 52（1977）年に最初の「国内行動計画」、10 年後の昭和 62（1987）年に「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」、平成 8（1996）年に「男女共同参画 2000 年プラン」、平成 17（2005）年に「第 2 次男女共同参画基本計画」を策定し、さまざまな取組を進めてきました。平成 22（2010）年 12 月には、同年 7 月の男女共同参画会議の答申を受けて、「第 3 次男女共同参画基本計画」を策定し、さらに平成 27（2015）年 12 月には、国内外のさまざまな状況の変化を踏まえ、新たに「第 4 次男女共同参画基本計画」を策定しました。

#### ② 女性に対する暴力の根絶に向けた法整備の動き

平成 12（2000）年に、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、平成 13（2001）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布・施行されるなど、女性に対する暴力の防止に向けた各種の法整備が進められました。特に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」は、平成 16（2004）年、平成 19（2007）年に改正、平成 26（2014）年に一部改正を重ね、保護命令の対象範囲の拡大や配偶者暴力相談支援センター機能の整備及び基本計画の策定が、区市町村の努力義務として盛り込まれるなど、被害者の安全確保と自立支援に向けて充実を図っています。

#### ③ 男女共同参画と少子化対策の鍵となる“ワーク・ライフ・バランス”の取組

社会の活力の低下や少子化・人口減少を解決するために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組があります。これまでの働き方を見直して仕事と家庭の両立を図り、男女共同参画と少子化対策を推進することが重要であるとの認識に立ち、平成 19（2007）年に「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。平成 22（2010）年には、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、政労使トップによる新たな合意が形成されています。

また、平成 27（2015）年 8 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が可決、成立し、地方公共団体における推進計画や事業主に対しては行動計画の策定が義務づけられています。

## 4 県の動向

静岡県では、平成 13 年 7 月に「静岡県男女共同参画推進条例」が制定され、その後平成 15 年 1 月に「静岡県男女共同参画基本計画」が策定されました。また、同計画の期間満了に伴い平成 23 年に「第 2 次静岡県男女共同参画基本計画」（平成 23 年～平成 32 年）が策定されました。

## 5 町の取組

長泉町では、男女共同参画の推進に関する基本的な計画である「『ぱっとなぁしっぷⅠ』ながいずみぷらん」、「ぱっとなぁしっぷⅡ」を継承する形で、平成 23 年に「第 2 次長泉町男女共同参画プラン」（平成 23 年度～32 年度）を策定しました。

これを受けて、地域セミナーやながいずみセミナーといった地域住民が直接学べる環境の整備に努めたほか、未曾有の大災害であった東日本大震災の経験から、被災時の避難生活や復興活動を女性の観点から見直す機運が高まり、防災施策を推進する中で、女性の考え方を多く取り入れるなど、新たな男女共同参画社会の実現に向けて関連施策を推進してきました。

また、平成 27 年に「長泉町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に取り組む中で、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めています。



### 第3章

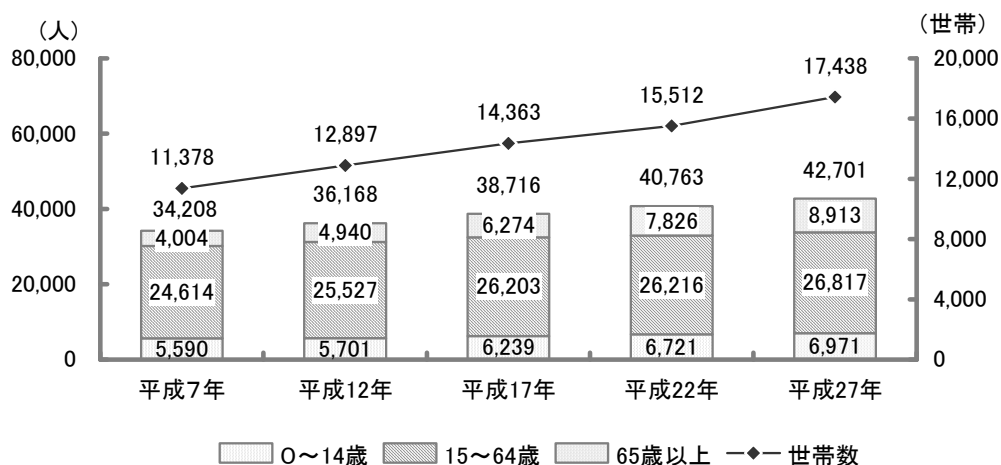
## 長泉町における男女共同参画の現状

### 1 長泉町の特徴

#### (1) 人口・世帯の推移 ●●●●●●●●●●

本町の人口・世帯数は増加傾向で推移しており、平成27年では総人口が42,701人、世帯数は17,438世帯となっています。しかし、人口が増加する中で14歳以下の人口の減少と65歳以上の人口の増加が見られ、少子高齢化が進んでいます。

図 人口・世帯数の推移



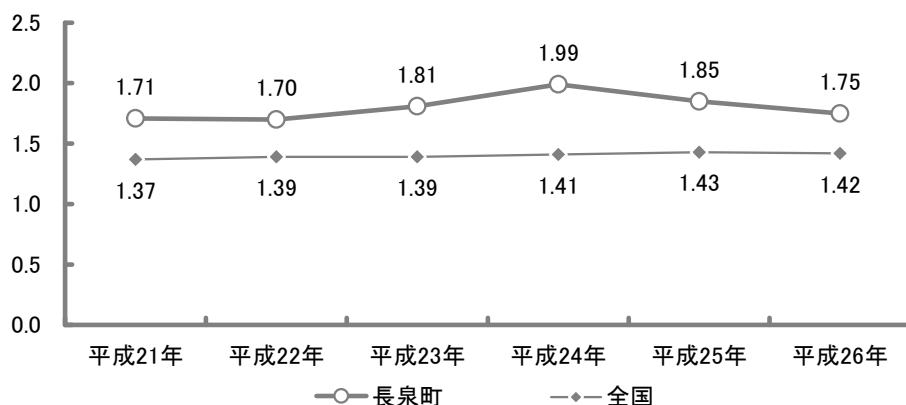
資料：国勢調査、平成27年は住民基本台帳（10月1日現在）

(2) 合計特殊出生率 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

本町の合計特殊出生率※<sup>7</sup>は、平成 24 年をピークに減少したものの、依然として全国平均を上回る水準となっています。

しかし、長期的に人口を維持できる水準である 2.07 は下回っています。

図 合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計

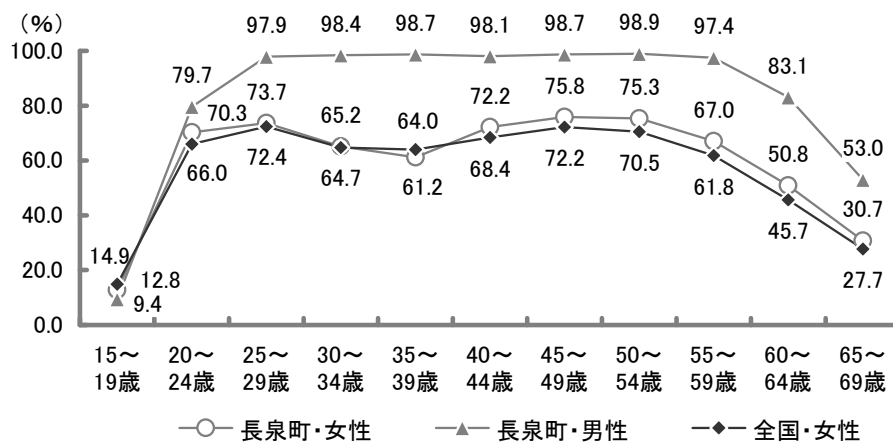
※7 合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。

### (3) 女性の就労状況 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

本町の女性の年齢別労働力率<sup>\*8</sup>は、30～39歳で低くなり、再び増加するM字カーブを描いています。35～39歳の女性の労働力率は全国平均を下回っていますが、40歳以降は全国平均を上回る労働力率となっています。

図 年齢階級別労働力率の推移



資料：国勢調査（平成22年度）

※8 労働力率

15 歳以上で、労働する能力と意思をもつ者の割合。

## 2 施策の現状

### (1) 子育て環境 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

本町の保育所定員数は平成 25 年に拡充が図られ、690 人となっており、待機児童数は 0 人を維持していましたが、平成 27 年は待機児童の基準の変更に伴い、24 人の待機児童が生じています。

図 保育所定員数と待機児童数の推移

|       | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 定員数   | 600 人   | 600 人   | 600 人   | 690 人   | 690 人   | 690 人   |
| 待機児童数 | 0 人     | 0 人     | 0 人     | 0 人     | 0 人     | 24 人    |

資料：庁内資料（各年 4 月 1 日現在）

### (2) 女性の審議会への登用状況 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

本町の女性の審議会への登用状況は、平成 27 年 4 月 1 日現在で総委員数 354 人中女性委員数は 79 人、女性委員比率は 22.3%となっており、国や県と比べて低い水準となっています。

図 審議会等における女性の登用状況

|        | 国                  | 静岡県                | 長泉町                |
|--------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 女性の登用率 | 35.4%<br>(平成 26 年) | 24.5%<br>(平成 26 年) | 22.3%<br>(平成 27 年) |

資料：(国) 国の審議会等における女性委員の参画状況調べ  
(県) 平成 26 年度静岡県市町男女共同参画施策推進状況及び女性の公職登用状況調べ  
(町) 庁内資料（4 月 1 日現在）

## 3 計画の進捗状況

第 2 次長泉町男女共同参画プラン（後期計画）の策定にあたり実施した進捗状況調査では、97 施策中、「達成」が 55 件（56.7%）、「一部達成」が 38 件（39.2%）でした。「未達成」は 3 件（3.1%）となっており、継続する事業が 2 件、内容の見直しを行う事業が 1 件となっています。

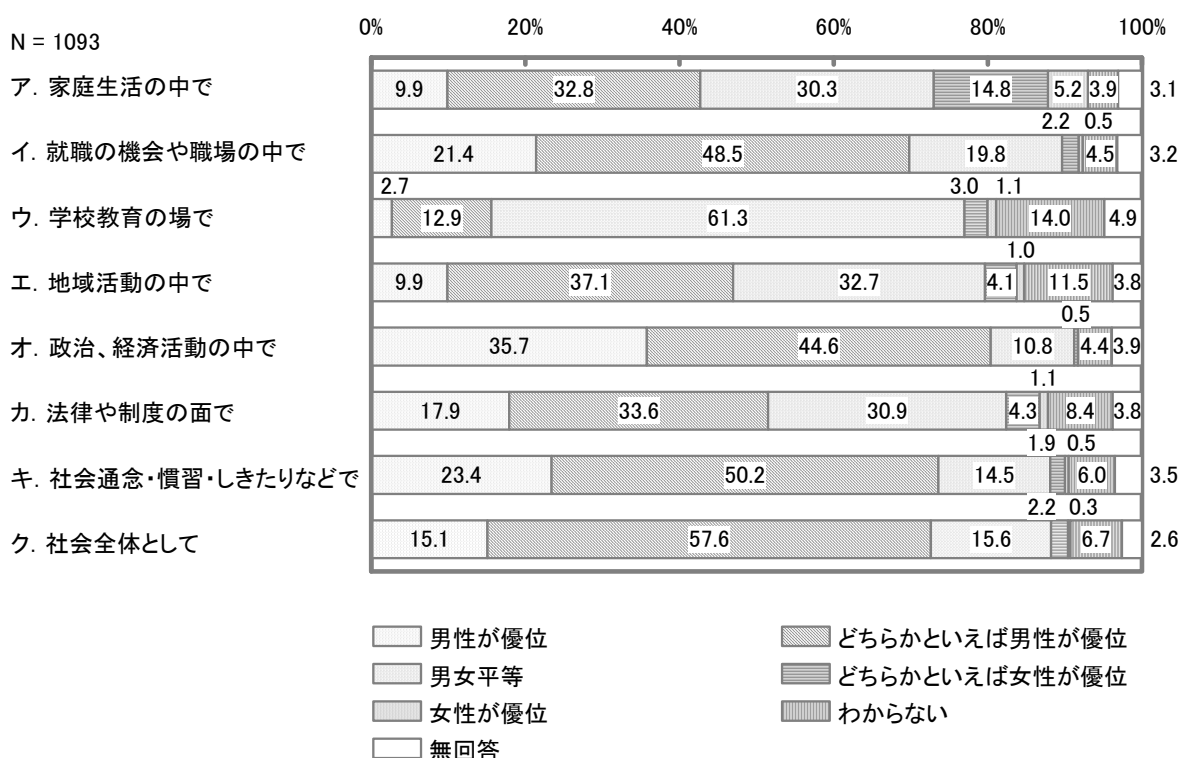


問2 あなたは次のアからクの分野で、男女の地位の平等がどの程度実現されていると思いますか。各項目ごとに1つ選び番号に○をつけてください。

ウ. 学校教育の場で「男女平等」の割合が高く、約6割となっています。一方、オ. 政治、経済活動の中で、キ. 社会通念・慣習・しきたりなどで、ク. 社会全体として「男性が優位」と「どちらかといえば男性が優位」をあわせた“男性が優位”の割合が高く、特にオ. 政治、経済活動の中では約8割となっています。

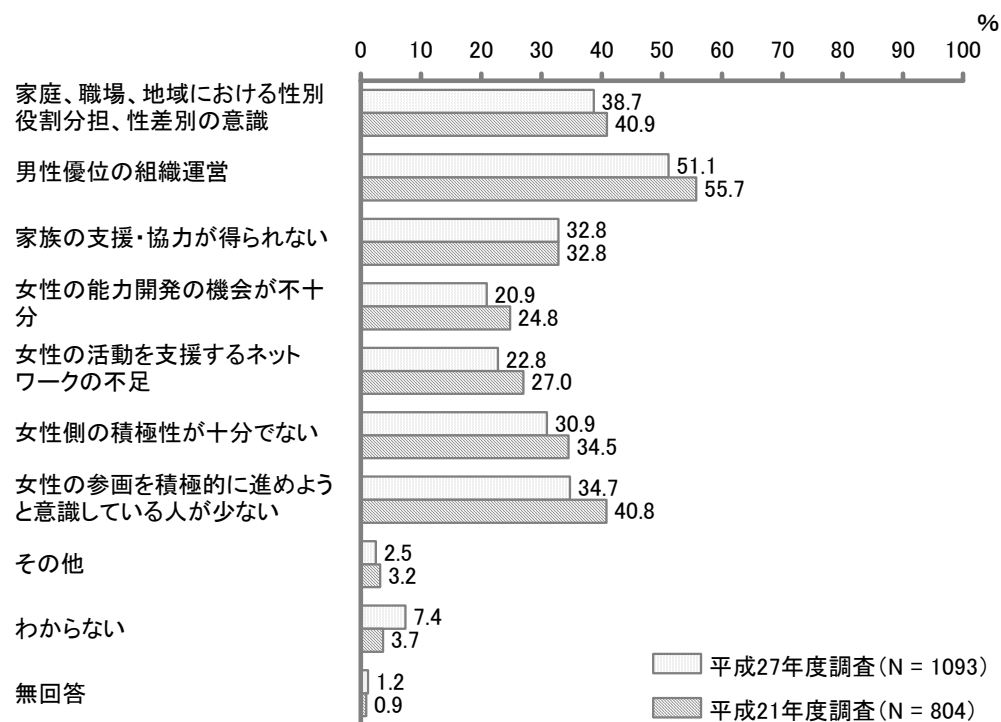
【平成27年度調査】

N = 1093



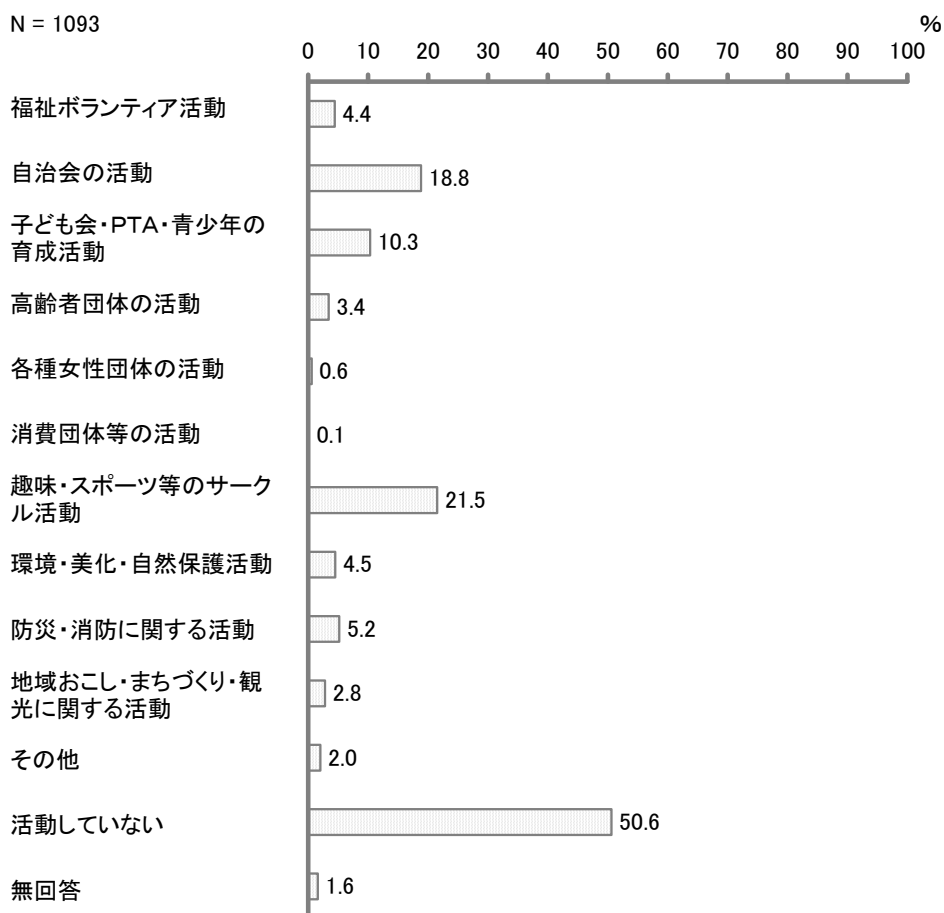
問3 政治や行政において、政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由は何だと思えますか。(〇はいくつでも)

「男性優位の組織運営」の割合が51.1%と最も高く、次いで「家庭、職場、地域における性別役割分担、性差別の意識」の割合が38.7%、「女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない」の割合が34.7%となっています。



問 4 あなたが現在参加している地域活動をお答えください。(〇はいくつでも)

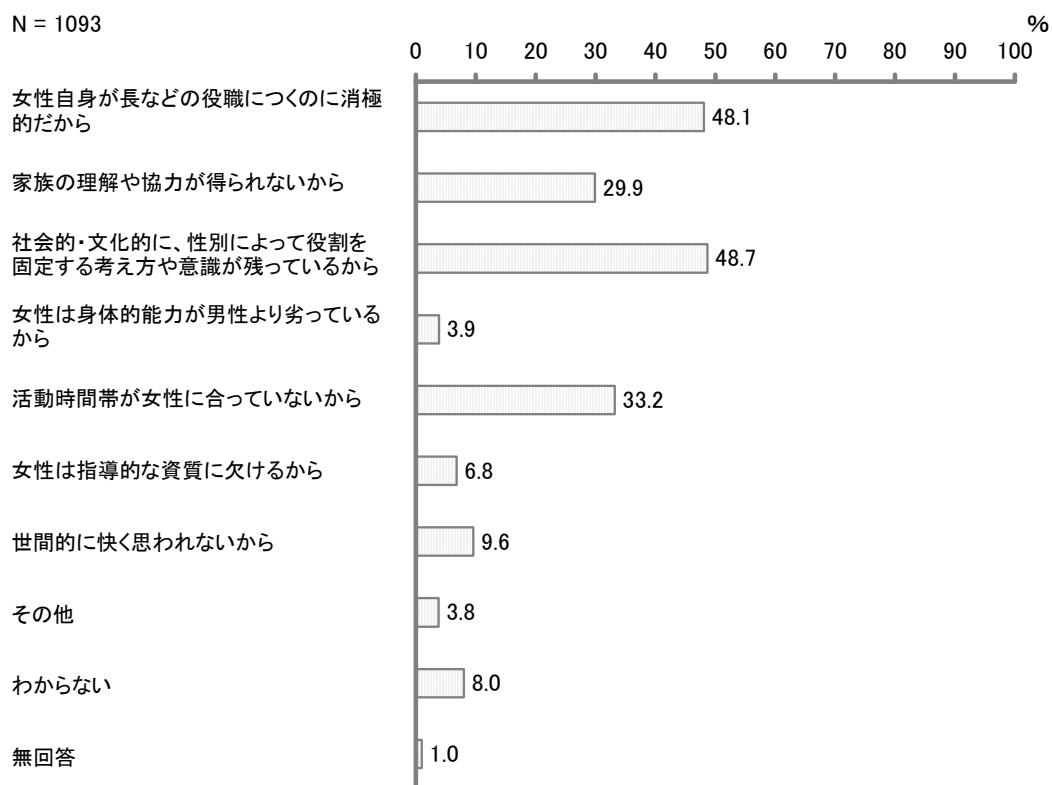
「活動していない」の割合が50.6%と最も高く、次いで「趣味・スポーツ等のサークル活動」の割合が21.5%、「自治会の活動」の割合が18.8%となっています。



問5 あなたは、女性が自治会の長などの役職につくことが少ない理由は何だと思いますか。(〇はいくつでも)

「社会的・文化的に、性別によって役割を固定する考え方や意識が残っているから」の割合が48.7%と最も高く、次いで「女性自身が長などの役職につくのに消極的だから」の割合が48.1%、「活動時間帯が女性に合っていないから」の割合が33.2%となっています。

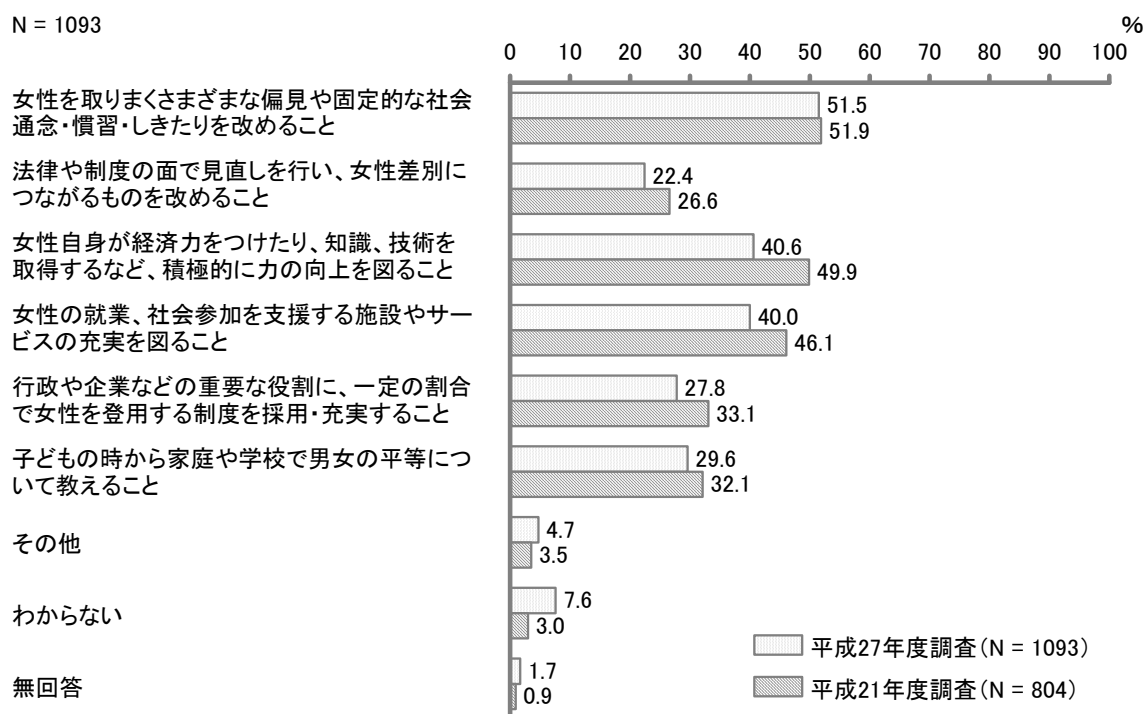
N = 1093



問6 あなたは、今後男女があらゆる分野でもっと平等になるためには、何が重要だと思いますか。(〇はいくつでも)

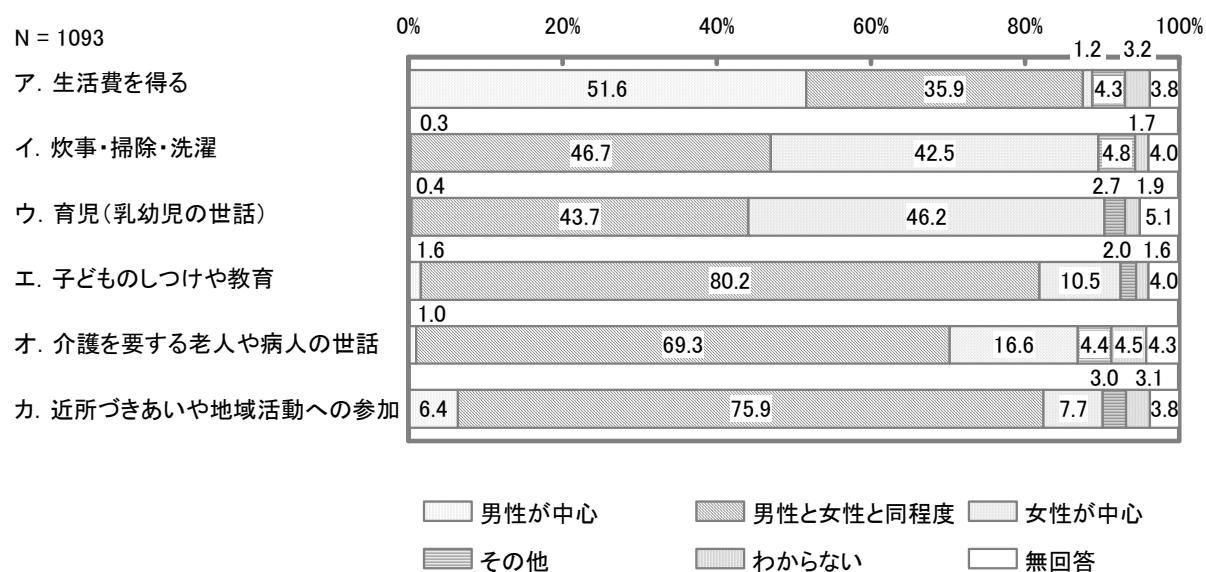
「女性を取りまくさまざまな偏見や固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」の割合が51.5%と最も高く、次いで「女性自身が経済力をつけたり、知識、技術を取得するなど、積極的に力の向上を図ること」の割合が40.6%、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」の割合が40.0%となっています。

N = 1093



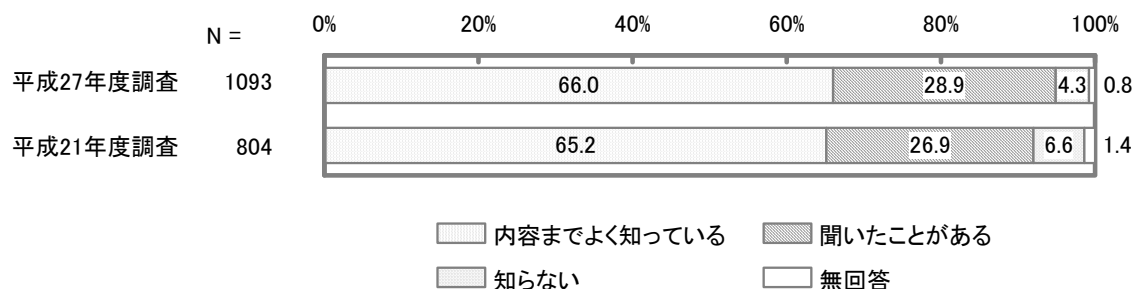
問7 家庭では、次のアからカのことがらについて、男女でどのように分担することが理想だと思いますか。各項目ごとに1つ選び番号に○をつけてください。

エ. 子どものしつけや教育、カ. 近所づきあいや地域活動への参加で「男性と女性と同程度」の割合が高く、7割を超えています。一方、ア. 生活費を得るで「男性が中心」の割合が、イ. 炊事・掃除・洗濯、ウ. 育児（乳幼児の世話）で「女性が中心」の割合が高くなっています。



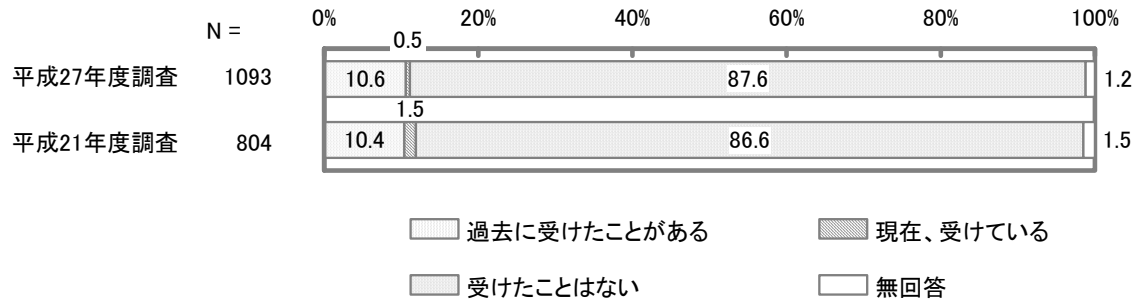
問8 あなたは、ドメスティック・バイオレンス（DV）という言葉やその内容を知っていますか。（○は1つだけ）

「内容までよく知っている」の割合が66.0%と最も高く、次いで「聞いたことがある」の割合が28.9%となっています。



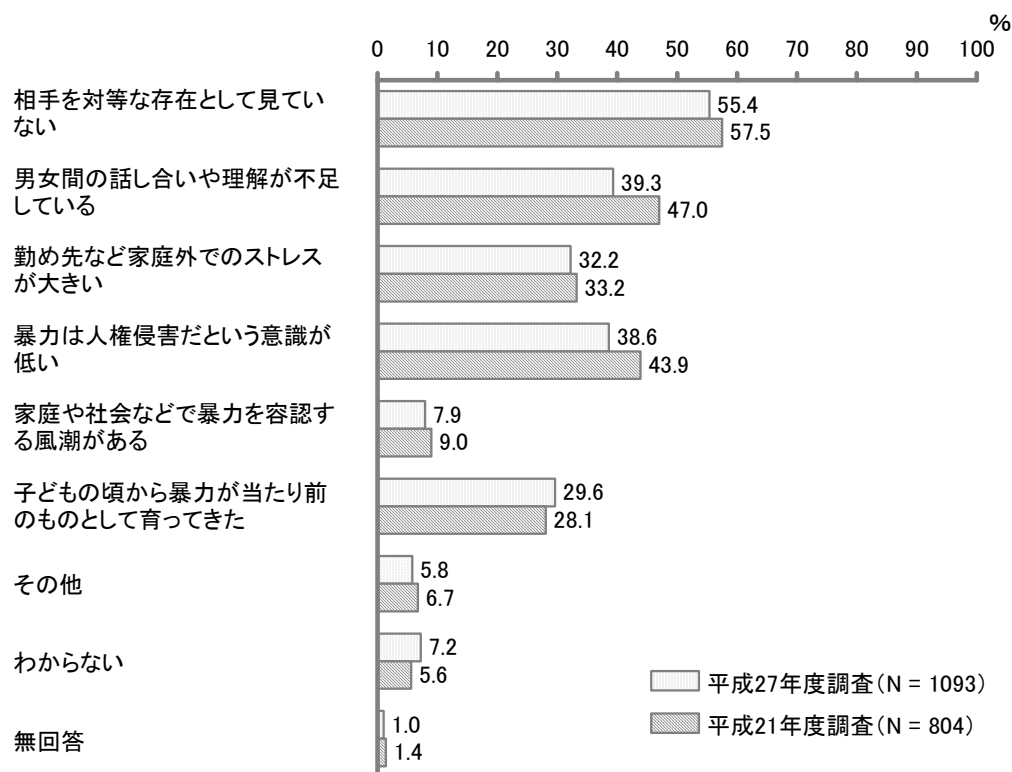
問9 配偶者（夫、妻）や親しい異性（恋人など）から一度でも人権を侵害されるような暴力を受けたことがありますか。（○は1つだけ）

「受けたことはない」の割合が87.6%と最も高く、次いで「過去に受けたことがある」の割合が10.6%となっています。



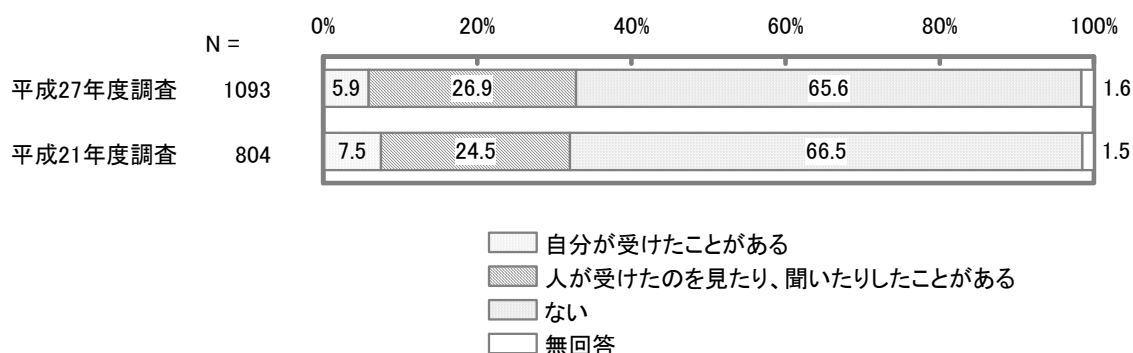
問10 あなたは、配偶者や親しい異性が暴力をふるう原因は、どこにあると思いますか。（○はいくつでも）

「相手を対等な存在として見ていない」の割合が55.4%と最も高く、次いで「男女間の話し合いや理解が不足している」の割合が39.3%、「暴力は人権侵害だという意識が低い」の割合が38.6%となっています。



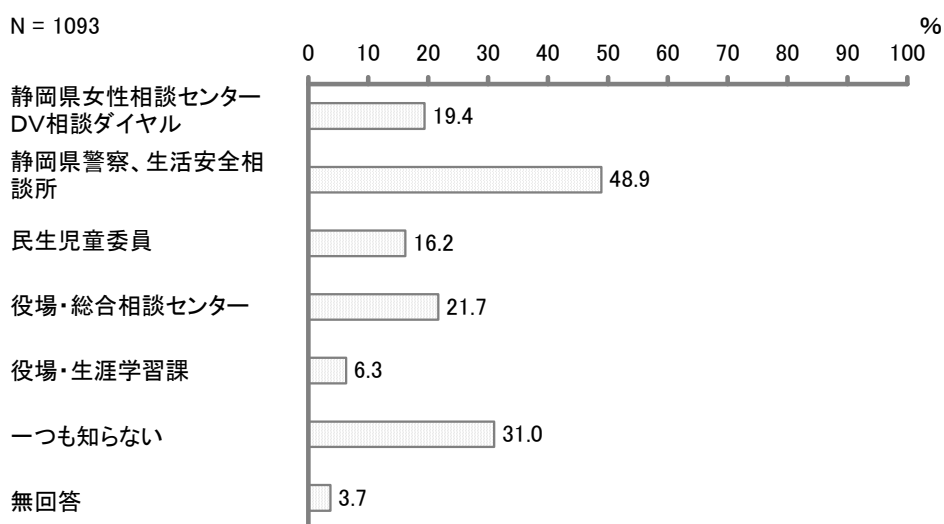
問 11 あなたの身近なところ（学校・職場・地域）でセクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）を見たり、聞いたりしたことはありますか。（○は1つだけ）

「ない」の割合が 65.6%と最も高く、次いで「人が受けたのを見たり、聞いたりしたことがある」の割合が 26.9%となっています。



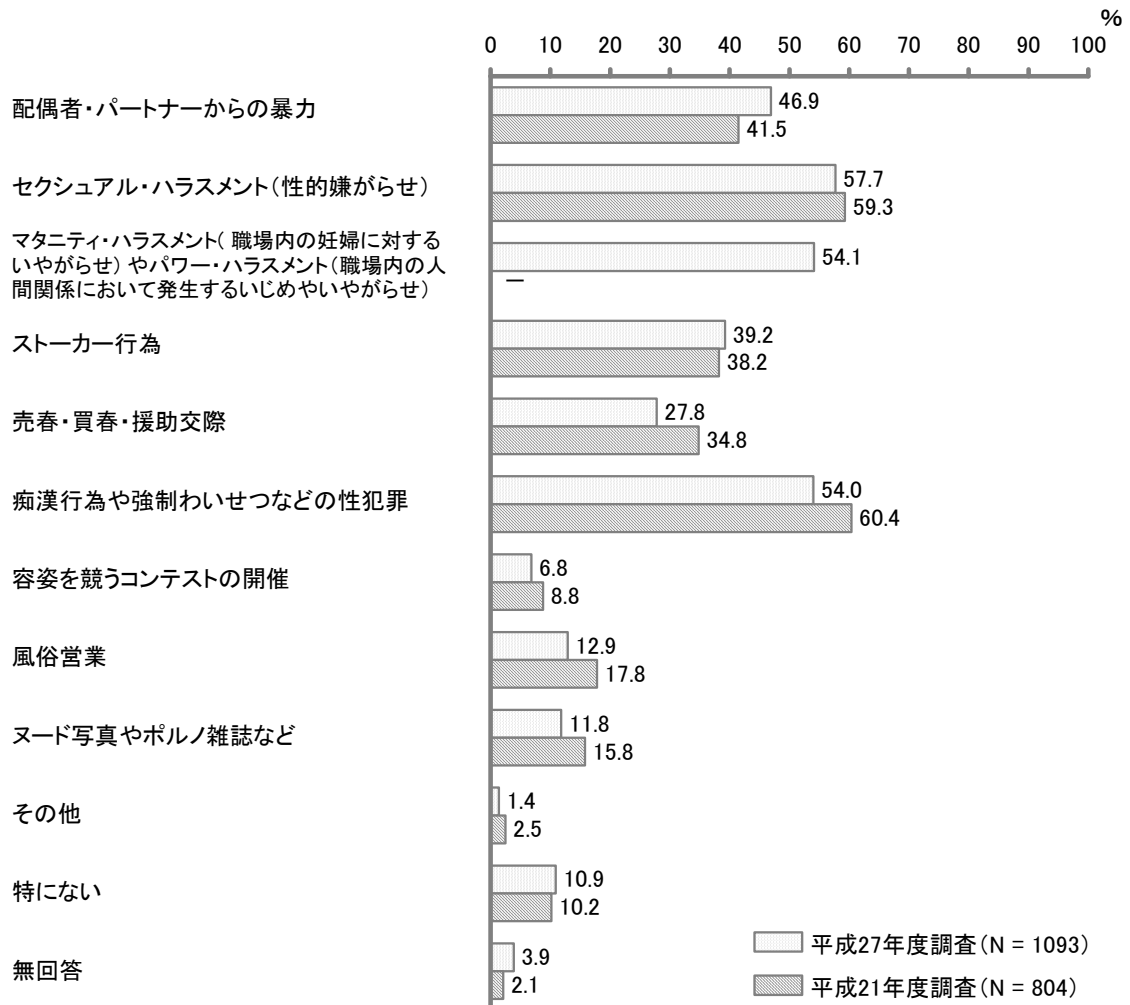
問 12 あなたは、DVなどの相談先として次のような窓口をご存知ですか。（○はいいくつでも）

「静岡県警察、生活安全相談所」の割合が 48.9%と最も高く、次いで「一つも知らない」の割合が 31.0%、「役場・総合相談センター」の割合が 21.7%となっています。



問 13 あなたが女性の人権が侵害されていると感じるのは、どのようなことについてですか。(〇はいくつでも)

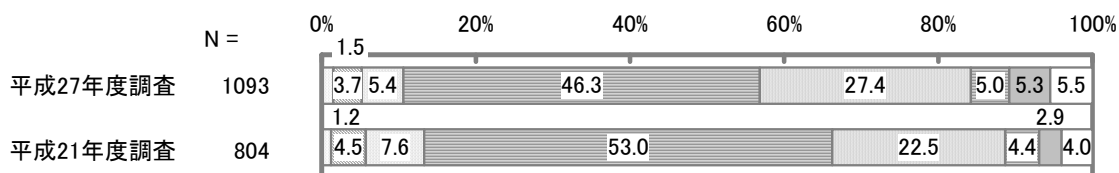
「セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)」の割合が57.7%と最も高く、次いで「マタニティ・ハラスメント(職場内の妊婦に対するいやがらせ) やパワー・ハラスメント(職場内の人間関係において発生するいじめやいやがらせ)」の割合が54.1%、「痴漢行為や強制わいせつなどの性犯罪」の割合が54.0%となっています。



※ 平成 21 年度調査には「マタニティ・ハラスメント(職場内の妊婦に対するいやがらせ) やパワー・ハラスメント(職場内の人間関係において発生するいじめやいやがらせ)」の選択肢はありません。

問 14 女性の就業のあり方について、あなたはどのような形が最も望ましいと思いますか。（○は1つだけ）

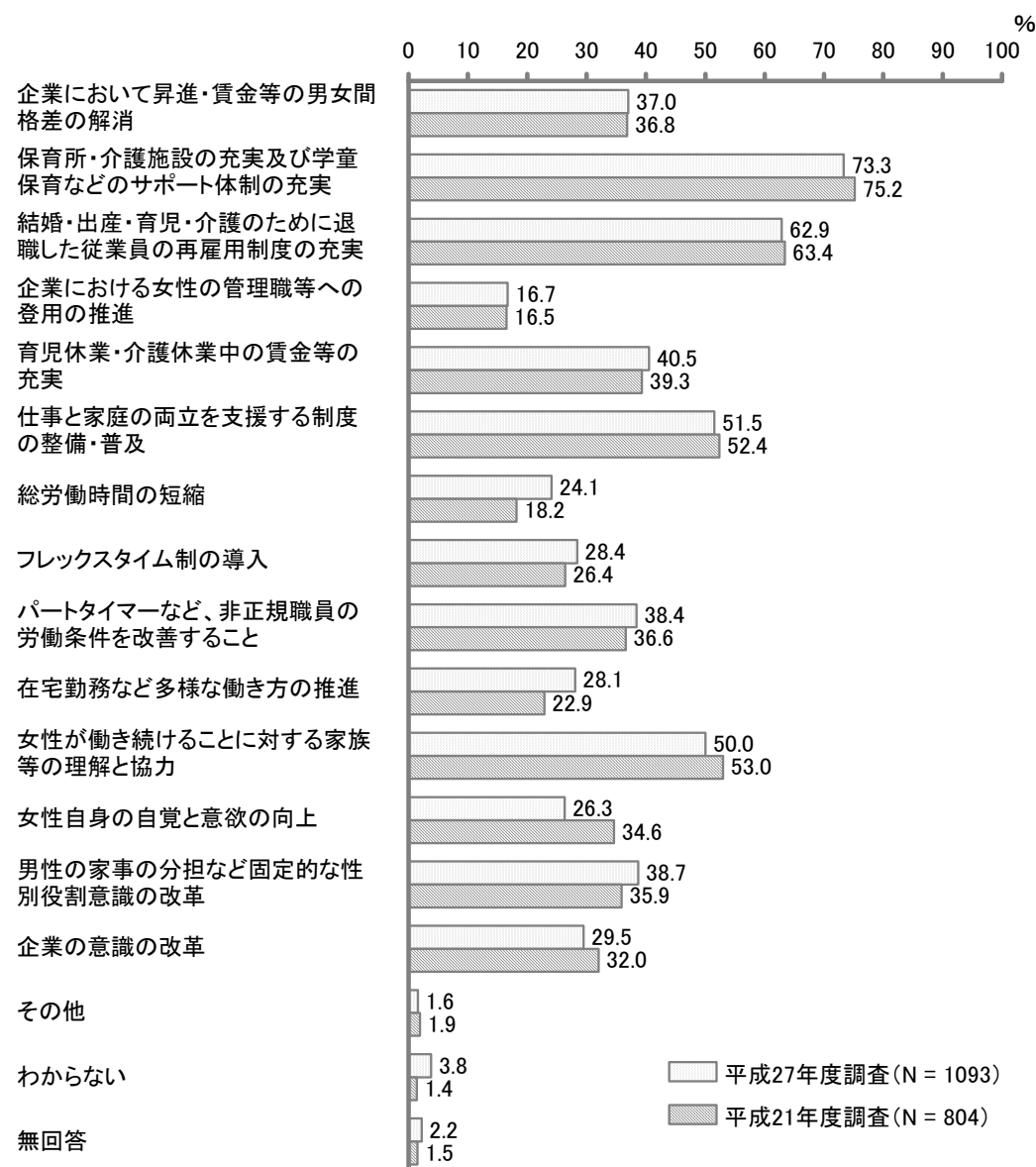
「出産・育児期間は一時退職し、子どもが成長したら再び職業を持つがよい（再就職型）」の割合が46.3%と最も高く、次いで「結婚や出産・育児にかかわらず、ずっと職業を持ち続ける方がよい（就職継続型）」の割合が27.4%となっています。



- ☐ 女性は職業を持たない方がよい(家事専念型)
- ☐ 結婚するまでは職業を持った方がよい(結婚退職型)
- ☐ 子どもができるまでは職業を持った方がよい(出産退職型)
- ☐ 出産・育児期間は一時退職し、子どもが成長したら再び職業を持つがよい(再就職型)
- ☐ 結婚や出産・育児にかかわらず、ずっと職業を持ち続ける方がよい(就職継続型)
- ☐ その他
- ☐ わからない
- ☐ 無回答

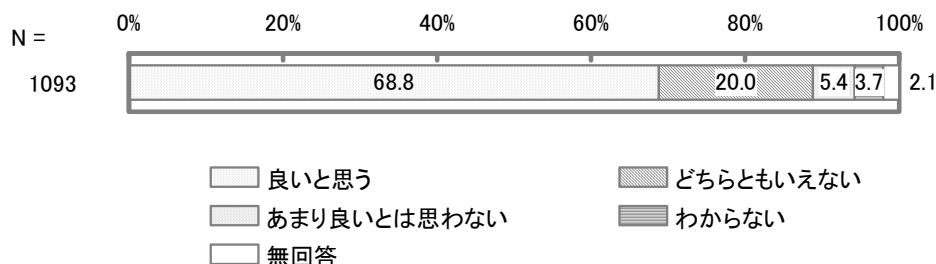
問 15 女性が働き続けるためにはどのようなことが必要だと思いますか。現在働いていない方は、過去の経験やイメージでも結構ですのでお答えください。（〇はいくつでも）

「保育所・介護施設の充実及び学童保育などのサポート体制の充実」の割合が73.3%と最も高く、次いで「結婚・出産・育児・介護のために退職した従業員の再雇用制度の充実」の割合が62.9%、「仕事と家庭の両立を支援する制度の整備・普及」の割合が51.5%となっています。



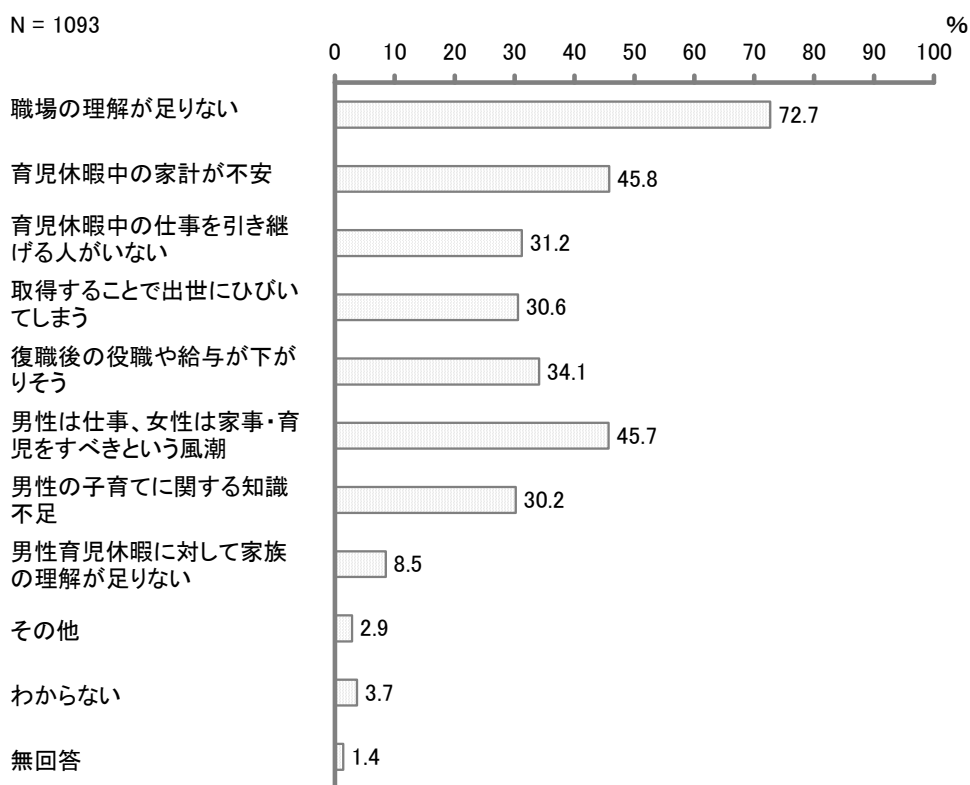
問 16 男性が「育児休暇」「介護休暇」を取得することについて、あなたはどのように考えですか。（○は1つだけ）

「良いと思う」の割合が68.8%と最も高く、次いで「どちらともいえない」の割合が20.0%となっています。



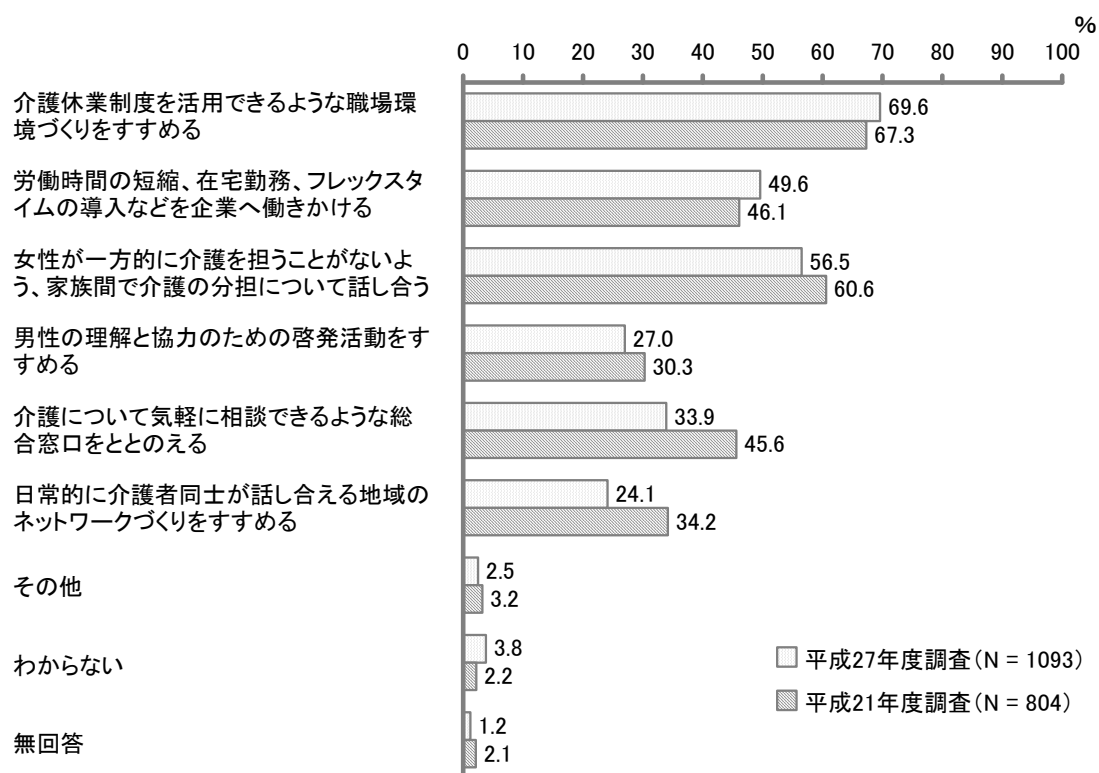
問 17 あなたは、男性の育児休暇取得が進まない理由は何だと思いますか。（○はいくつでも）

「職場の理解が足りない」の割合が72.7%と最も高く、次いで「育児休暇中の家計が不安」の割合が45.8%、「男性は仕事、女性は家事・育児をすべきという風潮」の割合が45.7%となっています。



問 18 高齢者や病院の介護は、女性（妻・子の配偶者・娘）の役割になりがちですが、男性の介護への参加を進めるために、どのようなことが必要だと思いますか。（〇はいくつでも）

「介護休業制度を活用できるような職場環境づくりをすすめる」の割合が69.6%と最も高く、次いで「女性が一方的に介護を担うことがないよう、家族間で介護の分担について話し合う」の割合が56.5%、「労働時間の短縮、在宅勤務、フレックスタイムの導入などを企業へ働きかける」の割合が49.6%となっています。



問 19 現在、男女平等参画社会の実現に向けて、法律や制度等の整備が進んでいます。あなたは、次のような法律等についてご存じですか。アからクの項目ごとに1つ選び番号に○をつけてください。

ウ. 男女雇用機会均等法、エ. 育児・介護休業法、オ. ストーカー規制法、カ. DV防止法で「知らない」の割合が低く、2割未満となっています。一方、ク. 長泉町男女共同参画社会計画、ケ. 女性活躍推進法で「知らない」の割合が高く、約7割となっています。

N = 1093

ア. 男女共同参画社会基本法

イ. 女子差別撤廃条約

ウ. 男女雇用機会均等法

エ. 育児・介護休業法

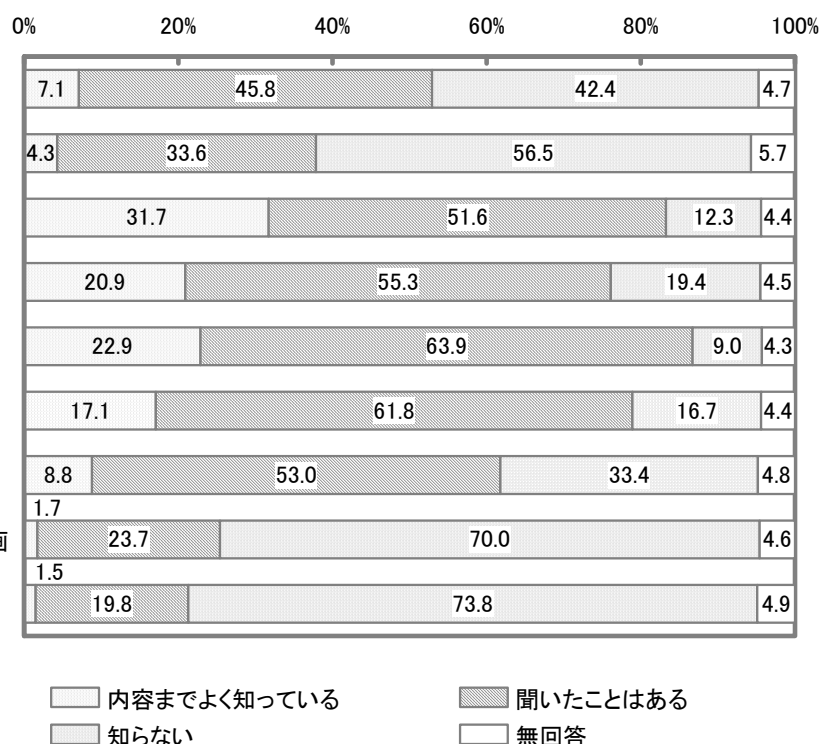
オ. ストーカー規制法

カ. DV防止法

キ. 性同一性障害特例法

ク. 長泉町男女共同参画社会計画

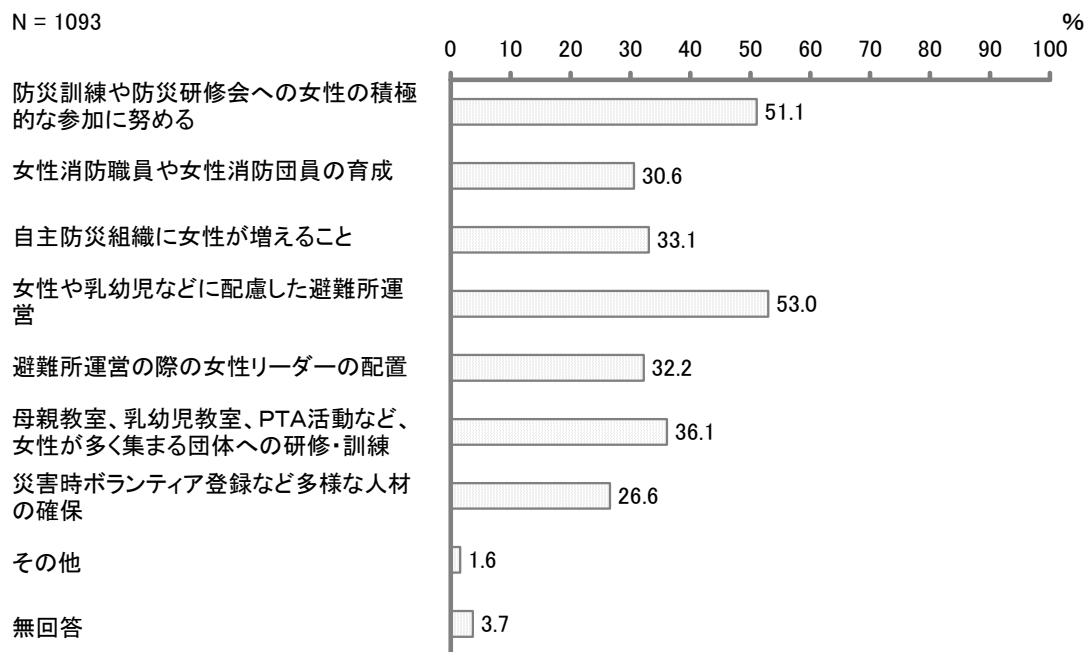
ケ. 女性活躍推進法



問 20 防災には男女のニーズの違いに配慮した取組が必要だと考えられるようになってきました。防災活動に関して男女共同参画社会の視点を取り入れていくためにどのようなことが必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

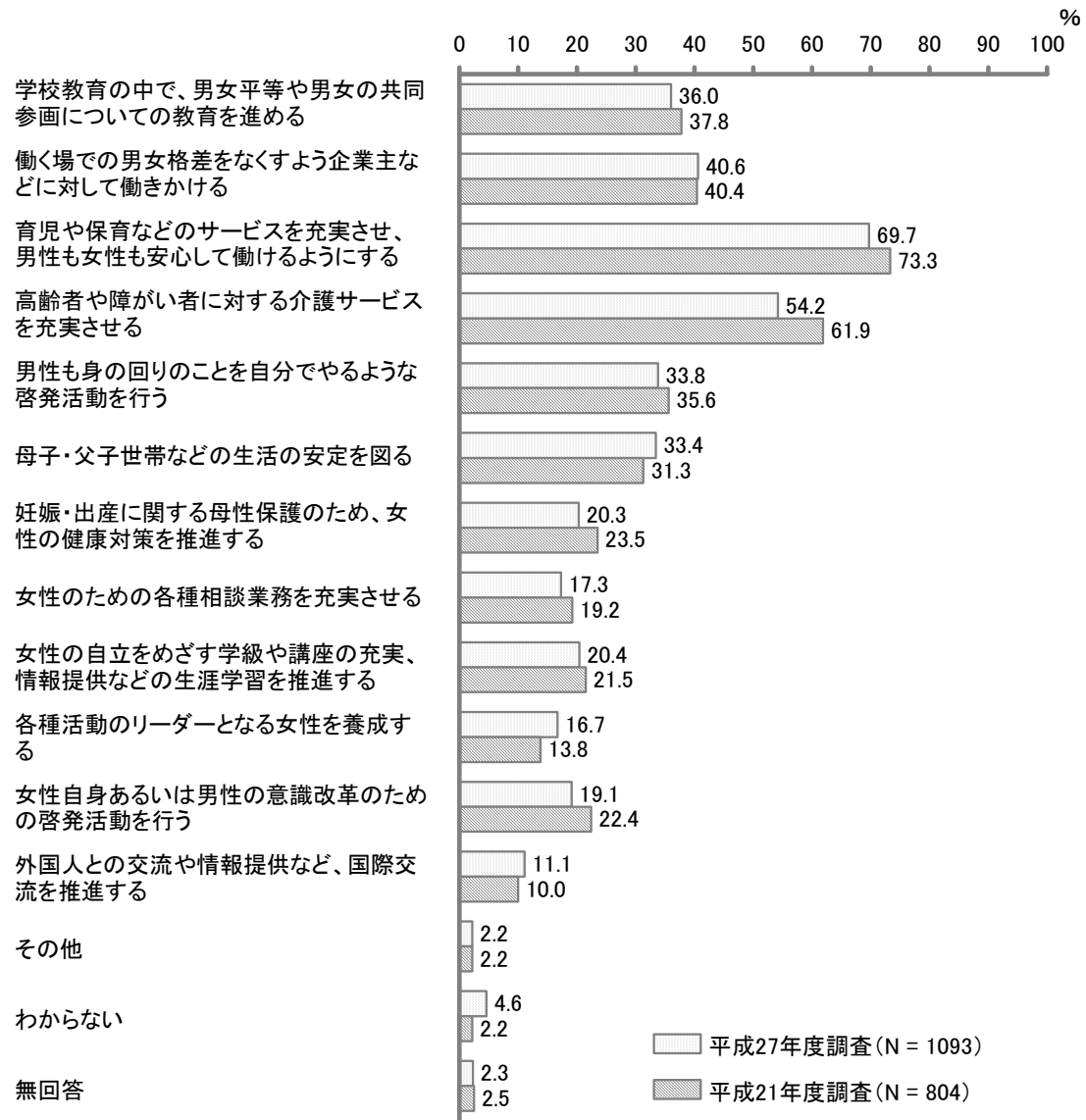
「女性や乳幼児などに配慮した避難所運営」の割合が53.0%と最も高く、次いで「防災訓練や防災研修会への女性の積極的な参加に努める」の割合が51.1%、「母親教室、乳幼児教室、PTA活動など、女性が多く集まる団体への研修・訓練」の割合が36.1%となっています。

N = 1093



問 21 長泉町を、性別に関係なく、だれもがいきいきと暮らせるより豊かな「男女共同参画社会」にするために、町にはどのようなことに力を入れてほしいですか。（〇はいくつでも）

「育児や保育などのサービスを充実させ、男性も女性も安心して働けるようにする」の割合が 69.7%と最も高く、次いで「高齢者や障がい者に対する介護サービスを充実させる」の割合が 54.2%、「働く場での男女格差をなくすよう企業主などに対して働きかける」の割合が 40.6%となっています。





## 第4章

# 計画の基本理念

### 1 基本理念

第4次長泉町総合計画後期基本計画に基づき、本計画の基本理念を引き続き「男女が互いに認め合い一人ひとりの夢と能力を生かせる男女共同参画社会の実現～よりよいパートナーシップづくりをめざして～」と定め、性別にとらわれず、一人ひとりがその夢と能力に応じて多様な生き方が選択できる社会の実現を目指します。

#### 【基本理念】

『男女が互いに認め合い一人ひとりの夢と能力  
を生かせる男女共同参画社会の実現  
～よりよいパートナーシップづくりをめざして～』



## 2 基本目標

基本理念の実現に向けて、計画の具体的な方向性をしめすため、次の6つの基本目標を掲げ、施策を推進します。

### (1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

私たちは、だれもが自分の生き方を選択し、個性や能力を発揮しながら自分らしく生きていく権利をもっていますが、性別によって個人の生き方を制約する固定的な性別役割分担意識は、人々の意識の中にいまだ根強く残っています。この固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画社会を実現するため、男女がお互いの人権を尊重し認めあう意識を醸成します。

### (2) 就業における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)

男女共同参画社会の実現のためには、雇用の分野において、男女の平等と働きやすい環境の実現が必要です。このため、家庭や職場、地域活動とのバランスのとれた生活を確保する必要があり、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が求められています。法制度の周知・啓発や多様な働き方を選択するための情報提供等の充実を通じて男女ともに働きやすい環境整備を進めるとともに、労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な就労形態等、ワーク・ライフ・バランスの実現が図れるよう努めます。

### (3) 男性にとっての男女共同参画

男女共同参画社会とは、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮することのできる社会であり、男性にとっても生きがいのある社会を目指す上で重要であり、男性がより暮らしやすくなるものであることについて理解を進めるため、男性を対象とした取組を進めます。

#### **(４) まちづくりに向けての男女共同参画**

男女共同参画社会を実現するためには、男女が互いに対等な立場で、社会のあらゆる分野における意思決定や政策・方針決定過程に参画することが重要です。しかし、政策・方針決定過程において男性主導で進められている場合が多く見られるなど社会通念や慣行が根強く残っています。

性別による固定的役割分担意識の解消を図り、家庭、地域、職場、学校など社会のあらゆる分野における参画を推進します。

#### **(５) 生涯を通じた健康と福祉の増進**

男女共同参画社会形成の基盤をつくるには、生涯を通じて健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることが重要です。生涯を通じた男女の健康を支援するとともに、さまざまな困難に直面する男女に対し、生活の自立と安定のための支援を行います。

#### **(６) 女性に対するあらゆる暴力の根絶**

あらゆる分野における女性の活躍を推進するためには、女性が安心して暮らせる環境を整備することが必要不可欠です。その中で、重大な人権侵害であるドメスティック・バイオレンス(DV)などに対応するため、DVや各種ハラスメントを許さない社会意識の醸成、相談体制の整備などを行い、いきいきと暮らせる環境づくりを推進します。

### 3 計画の体系

| 基本目標 | 施策の方向 | 基本施策 |
|------|-------|------|
|------|-------|------|

<基本理念>

**男女が互いに認め合い一人ひとりの夢と能力を生かせる男女共同参画社会の実現**

～よりよいパートナーシップづくりをめざして～

#### 1

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

(1) 男女平等教育・学習の推進

1) 教育の場における男女平等の推進

2) 家庭教育や生涯学習における推進

(2) 男女共同参画・人権尊重意識の啓発

1) 男女共同参画の啓発活動の推進

2) 人権尊重意識の啓発活動の推進

#### 2

就業における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

(1) 就業分野における男女共同参画の推進

1) 事業所等に対する啓発

2) 積極的な女性採用・登用の推進

(2) 就業環境の整備

1) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止の徹底

2) 働きやすい職場環境の整備

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

1) 保育・介護事業の充実

2) 労働時間の短縮等就業条件の整備

#### 3

男性にとっての男女共同参画

(1) 男性の男女共同参画への促進

1) 男性の男女共同参画意識に対する理解の推進

2) 男性が家事・育児・介護に参画するための環境整備の推進

| 基本目標                                 | 施策の方向                                   | 基本施策                                                                                             |
|--------------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>4</b><br>まちづくりに向<br>けての男女共同<br>参画 | (1) 政策方針決定の場<br>への共同参画                  | 1) 各種審議会等への女性委員の登用<br>2) 女性の人材養成の推進<br>3) 政治への参画の促進<br>4) 各種団体等における女性参画の促進                       |
|                                      | (2) 地域活動の推進                             | 1) 地域活動参加への啓発と学習機会<br>の提供<br>2) 地域活動参加への環境づくりの<br>促進<br>3) 国際社会への貢献                              |
| <b>5</b><br>生涯を通じた健<br>康と福祉の増進       | (1) 生涯を通じた女性<br>の健康支援                   | 1) 健康づくり対策の推進                                                                                    |
|                                      | (2) 困難を抱えたあらゆ<br>る女性等が安心して<br>暮らせる環境の充実 | 1) 子育て環境の整備<br>2) 相談機能の整備<br>3) 自立と社会参加の促進                                                       |
|                                      | (3) 高齢者福祉の向上                            | 1) 高齢者の社会参加の促進<br>2) 介護における支援体制の整備と<br>充実<br>3) 権利擁護事業等の推進<br>4) 総合的な生活環境の整備                     |
| <b>6</b><br>女性に対するあら<br>ゆる暴力の根絶      | (1) 女性に対する暴力<br>の根絶                     | 1) 女性に対する暴力を根絶するた<br>めの啓発推進<br>2) 女性にとって安全・安心なまち<br>づくり<br>3) ドメスティック・バイオレンス、<br>セクシュアル・ハラスメント対策 |
|                                      | (2) 女性に対する暴力へ<br>の相談機能の充実               | 1) 相談機能等の充実                                                                                      |



## 1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

## 1) 教育の場における男女平等の推進

| 施策名                                  | 方向性 | 施策の内容                                                                                         | 担当課    |
|--------------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| ①技術・家庭科、保健体育での推進                     | 継続  | 小・中学校の技術・家庭科及び保健体育の授業を男女がともに学ぶことにより、男女平等教育を推進します。                                             | こども育成課 |
| ②道徳教育・人権教育の充実                        | 継続  | 小・中学校の道徳の授業や学級活動を通して、人権の尊重にかかる啓発教育や男女平等教育を推進します。                                              | こども育成課 |
| ③ボランティアなどの社会人との交流体験・職場体験を通じての職業意識の育成 | 継続  | 性別にこだわらず、子ども一人ひとりの個性や能力を尊重した自由な職業選択ができるような体制をつくるとともに、ボランティアなど社会人との交流体験や職場体験を通じて、職業意識の育成を図ります。 | こども育成課 |
| ④男女混合名簿の継続実施                         | 継続  | 学校教育において、男女混合名簿を継続して実施し、今後も性別にとらわれない個性を尊重した指導に努めます。                                           | こども育成課 |
| ⑤学校経営における主任級への女性の登用、人材育成             | 継続  | 教育の場における男女共同参画を推進するため、学校運営において、男女の差別なく、教務主任や学年主任等主任級の登用を進め、男女に偏りのない学校運営に努めます。                 | こども育成課 |

## 2) 家庭教育や生涯学習における推進

| 施策名           | 方向性 | 施策の内容                                                                                                                         | 担当課   |
|---------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ①家庭教育学級等の充実   | 拡充  | 地域において、すべての親が安心して家庭教育を行うことができるよう、町内全幼稚園・小学校に家庭教育学級を設置し、各学級の実情に合わせた事業を実施しています。また、家庭教育支援の充実を図るため、家庭教育学級に家庭教育支援員を活用する取組を進めます。    | 生涯学習課 |
| ②家庭教育の日       | 継続  | 毎月第1日曜日を「家庭教育の日」として定め、親子のふれあい、コミュニケーションを深め、家庭の役割やしつけ等について見つめ直す日として家庭教育日より等で周知し、推進に努めます。また、第1日曜日の「清掃の日」に、親子で地区清掃に参加するよう働きかけます。 | 生涯学習課 |
| ③「長泉わくわく塾」の充実 | 継続  | 自ら「学ぶ」、「教える」という生きがいを満たす住民参加型の学習講座「長泉わくわく塾」を支援し、住民主導の講座運営をめざすとともに、運営委員会組織の活動の充実に努めます。                                          | 生涯学習課 |
| ④くすのき学級の充実    | 継続  | 高齢者を対象とした教養講座やパソコン教室等の特別講座を充実し、性別にとらわれることなく、幅広い学習、交流の機会を提供します。今後も受講生のニーズを的確に捉え、参加者の学習意欲の高揚に努めます。                              | 生涯学習課 |

## (2) 男女共同参画・人権尊重意識の啓発 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

住民が人権について理解を深め、お互いが相手を理解し、思いやり、認めあい、互いの人権を尊重しあう社会の実現につながるよう、多様な媒体を活用し、住民の幅広い年齢層に対して身近でわかりやすい意識啓発に努め、住民が理解を深めるための機会を充実します。

### 1) 男女共同参画の啓発活動の推進

| 施策名                          | 方向性 | 施策の内容                                                                                   | 担当課                   |
|------------------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| ①男女共同参画意識推進のための職員啓発講座等の企画・実施 | 継続  | 全庁的な取組を推進していくため、男女共同参画に関して共通の認識をもつことを目的に、職員啓発講座等の企画・実施に努め、職員への意識啓発を図ります。                | 行政課<br>企画財政課<br>生涯学習課 |
| ②情報紙「咲くっと」の発行                | 継続  | 男女共同参画社会の推進、啓発のための情報紙「咲くっと」を編集・発行するとともに、内容の充実に努めます。                                     | 生涯学習課                 |
| ③男と女のチャレンジらいふ講座の実施           | 継続  | 男女の人権尊重及び固定的性別役割分担意識の是正など、多くの住民に対して意識の浸透や関係改善を図るための講座を開催するとともに多くの方に参加いただけるよう内容の充実に努めます。 | 生涯学習課                 |
| ④「つどい長泉」での啓発講演会の開催           | 継続  | 男女がパートナーとしてお互いを尊重し、個性が発揮できる社会の実現を目指し、つどい長泉実行委員会主催の男女共同参画啓発講演会を開催し、男女平等意識の啓発を図ります。       | 生涯学習課                 |
| ⑤女性団体を中心としたネットワークづくりの推進      | 継続  | 地域の女性団体を中心としたネットワークづくりを推進します。                                                           | 生涯学習課                 |

### 2) 人権尊重意識の啓発活動の推進

| 施策名                    | 方向性 | 施策の内容                                                                     | 担当課   |
|------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------|-------|
| ①人権相談及び人権の理解啓発の推進      | 継続  | 人権擁護委員が実施する人権相談や、人権理解を目的とする啓発活動を支援します。                                    | 行政課   |
| ②人権にかかわる研修会への参加及び伝達・啓発 | 継続  | 人権教育にかかわる研修や講演会などの情報を住民に提供するとともに、男女共同参画啓発講演会（つどい長泉）等を通じて、人権問題に対する啓発を進めます。 | 生涯学習課 |

## 2 就業における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

### 現状と課題

働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりは、男女の基本的な人権に深くかかわるとともに、経済社会の活性化という点からも重要な意義を持ちます。生産年齢人口の減少が見込まれる中、将来にわたり持続可能で活力ある経済社会を築いていくために、潜在的な「女性の力」が求められています。

本町においても情報紙や広報紙を通じて、就業分野における男女共同参画について事業所等への啓発や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた情報提供に取り組んできました。

しかし、住民意識調査では、就職の機会や職場の中で男性が優位と感じている人は依然として多く、今後も、均等な雇用機会の確保や育児休暇等の取得など男女がともに働きやすい職場の環境づくりが必要です。

現在の女性の働き方は、継続就労できる環境が少なく、結婚・出産により就労を一時中断し、その後再就職することが多くなっており、女性が継続就労できる環境づくりや、就労を中断した場合でも、職場復帰する際の支援も求められます。

また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現は、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、多様なライフスタイルを可能にするとともに、生産性の向上や競争力の強化につながり、経済の活性化においても重要なことです。

住民や事業者に対し、仕事と生活の調和がとれた生活が個人の生活や事業所にとって有効である啓発を進め、調和のとれた生活を実現できるよう、育児休業制度、介護休業制度について、雇用の分野を中心に制度の普及を図るとともに、利用しやすい環境づくりを進める必要があります。

### （１）就業分野における男女共同参画の推進 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

職業に関する知識や技術習得の機会を充実させ、女性の職業能力の向上とともに就職等に関する情報の提供を行います。また、「女性活躍推進法」に基づき、子育てなどで就業を一時中断している女性の就業再開や仕事について多様な選択ができるよう、個人の能力に応じて講習や相談を実施し、職業能力を高める支援を行います。

| 施策名                    | 方向性 | 施策の内容                                    | 担当課            |
|------------------------|-----|------------------------------------------|----------------|
| ①企業への男女雇用機会均等法の周知啓発    | 継続  | 企業への男女雇用機会均等法を周知するために、国や県と連携しながら啓発します。   | 生涯学習課<br>産業振興課 |
| ②パートタイム労働法や労働者派遣法の周知啓発 | 継続  | パートタイム労働法や労働者派遣法を周知するために国や県と連携しながら啓発します。 | 生涯学習課<br>産業振興課 |

| 施策名                     | 方向性 | 施策の内容                                                | 担当課   |
|-------------------------|-----|------------------------------------------------------|-------|
| ①子育てでキャリアを中断した女性等の再就職支援 | 新規  | 商工団体やハローワークと連携し、子育てのため、仕事を中断していた女性等を対象とした再就職支援に努めます。 | 産業振興課 |

男女雇用機会均等法などの法令の周知を図るとともに、男女の賃金格差、昇進・昇格の格差の是正などについて事業者などに働きかけ、男女がともに、働きやすく、能力を発揮できる職場環境づくりを促進します。

| 施策名                                                | 方向性 | 施策の内容                                                 | 担当課                                      |
|----------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| ①セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止のための啓発の推進  | 継続  | セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止のための啓発活動を行います。 | 生涯学習課                                    |
| ②セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント被害者を支える体制づくり | 継続  | 相談窓口における電話相談や面談・カウンセリング等の対応や関係部署との連携により、早期発見に努めます。    | 生涯学習課<br>行政課<br>福祉保険課<br>こども育成課<br>健康増進課 |

| 施策名                           | 方向性 | 施策の内容                                                            | 担当課   |
|-------------------------------|-----|------------------------------------------------------------------|-------|
| ①駿東勤労者福祉サービスセンター（ベネフィ駿東）事業の充実 | 継続  | 自営業者・中小企業労働者の福祉の向上を目指して、駿東勤労者福祉サービスセンター（ベネフィ駿東）の事業を充実するよう働きかけます。 | 産業振興課 |

### （３）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 ●●●●●●●●

性別にかかわらず、生涯を通じて仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれたものとなるよう、男性の家事・育児・介護への参加など、家族が協力して家庭生活を担う必要性と責任の重要性について住民の意識高揚に努めるとともに、子育てや介護を支援するサービスの充実に努めます。

#### １）保育・介護事業の充実

| 施策名                    | 方向性 | 施策の内容                                              | 担当課            |
|------------------------|-----|----------------------------------------------------|----------------|
| ①育児休業や介護休業、再雇用制度の周知啓発  | 継続  | 育児・介護休業法や再雇用制度を周知するため、事業所及び従業員に対する啓発を行います。         | 産業振興課<br>生涯学習課 |
| ②介護事業における質の高いサービス提供の指導 | 継続  | 介護サービスの提供にあたっては、質の高いサービスが提供されるよう、事業者や関係機関の指導を行います。 | 長寿介護課          |

#### ２）労働時間の短縮等就業条件の整備

| 施策名            | 方向性 | 施策の内容                                                                    | 担当課   |
|----------------|-----|--------------------------------------------------------------------------|-------|
| ①労働時間短縮に向けての啓発 | 継続  | 女性と男性の労働者が職業生活と家庭生活及び地域活動にともに参加することができるように、事業所に対して労働時間短縮やノー残業デーの啓発を図ります。 | 生涯学習課 |



### 3 男性にとっての男女共同参画

## 現状と課題

社会経済状況の変化による共働き家庭の増加に伴い、家事や育児、介護へ積極的に参画する男性が増えています。

男性が家事・育児・介護等に参画するよう情報紙や広報紙を通じて啓発に取り組んできた中、アンケート調査でも男性が育児休暇や介護休暇を取得することについて、「良いと思う」という人の割合は、約 7 割となっており、男性の育児・介護への参加意識が高いことが伺えます。しかしその一方で、男性の育児休暇や介護休暇の取得が女性に比べて理解が進んでいない状況です。進まない理由としては、「職場の理解が足りない」という意見が多く、男性中心型労働慣行が背景にあることがうかがえます。

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を発揮できるよう、男性が仕事だけでなく家事や育児、介護の家庭生活に参画するよう意識改革を促すとともに長時間労働などの働き方の見直しを行い、家庭生活や地域活動に積極的に参画できるよう支援を行うことが重要です。

男性が家庭生活や地域活動への参画を進める上で抱える問題を明らかにし、具体的な支援を行うことが求められます。また、仕事が優先になりがちな男性については、働き方の見直しについて働きかけ、家庭生活や地域活動へ参加しやすくすることも重要です。

(１) 男性の男女共同参画への促進 ●●●●●●●●●●

男性が仕事だけでなく、家事・育児・介護に参画し、男女が共にその役割を担うとともに男性の生活的な自立につながるよう啓発や情報提供に努めます。

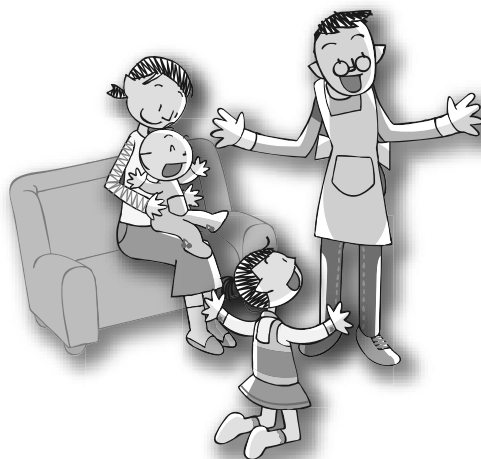
また、男性の仕事優先の考え方の見直しに向け、男女共同参画の意義について男性の理解を深める啓発を進めるとともに、事業所等への育児・介護休業取得のための啓発に努めます。

### 1) 男性の男女共同参画意識に対する理解の推進

| 施策名                      | 方向性 | 施策の内容                                          | 担当課                   |
|--------------------------|-----|------------------------------------------------|-----------------------|
| ① 男性の家事・育児・介護等参画促進のための啓発 | 継続  | 男性が家事・育児・介護等へ積極的に参加し、男女共同の家庭づくりを進めるための啓発を進めます。 | 生涯学習課<br>健康増進課<br>行政課 |

## 2) 男性が家事・育児・介護に参画するための環境整備の推進

| 施策名                                     | 方向性 | 施策の内容                          | 担当課                   |
|-----------------------------------------|-----|--------------------------------|-----------------------|
| ①事業所等における<br>男性の育児・介護<br>休業取得のための<br>啓発 | 継続  | 男性の育児・介護休業取得促進のための啓発<br>に努めます。 | 生涯学習課<br>産業振興課<br>行政課 |



## 4 まちづくりに向けての男女共同参画

### 現状と課題

男女共同参画社会の実現のためには、町の政策・方針決定や事業所、各種団体等さまざまな分野における意思・方針決定の場に男女が対等に参画し、多様な意思が公平・公正に反映されることが重要です。

本町でも、各団体や地域の実情に応じた女性の登用を促すとともに、地域活動においても広報紙やホームページ等を通じて自治会活動等への参加を呼びかけしており、男女を問わず地域活動への積極的な参画を推進しています。

そのような中、本町の審議会等の女性登用は、平成27年度において22.3%にとどまっている状況であり、また、アンケート調査でも、政治、経済活動の中で男性が優位と感じている人が依然として多い状況となっています。

また、女性自身が長などの役職につくのに消極的であることや性別によって役割を固定する考え方や意識が残っていることから、女性が自治会の長など地域での役職につくことが少ないと考えている住民の姿もうかがえます。

政策・方針等の意思決定における男女共同参画を進め、男女が協力して意思決定を行えるようにするために、男女の協力意識を高めるほか、女性の意識改善や人材育成を進める必要があります。

また、地域活動においても男女がともに世代に関係なく地域活動を担うことの必要性について啓発するとともに、参画意欲を高揚するためにだれもが参加できるきっかけづくり、参加しやすい活動などを検討していくことが必要です。

### 目標数値

| 指 標 名              | 現状    | 目標    | 区分                         |
|--------------------|-------|-------|----------------------------|
| 審議会委員女性比率          | 22.3% | 30.0% | 推進（町が施策事業を達成していくこと）        |
| 区女性役員比率（区長・副区長・会計） | 9.1%  | 15.0% | 誘導（町が住民に啓発等を行いともに目指していくこと） |

## （１）政策方針決定の場への共同参画 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

政策・方針決定過程への女性の参画の必要性や効果について周知を図るとともに、女性団体等を中心にこれまでに育成した人材を活かしながら、女性自身の意識や行動の改革を促し、女性の能力開発支援として教育・学習機会の充実を図ります。

### １）各種審議会等への女性委員の登用

| 施策名                 | 方向性 | 施策の内容                                                         | 担当課   |
|---------------------|-----|---------------------------------------------------------------|-------|
| ①各種審議会等への女性委員の登用の推進 | 継続  | 政策方針決定の場の男女不均衡を是正するため、各種審議会等に女性委員を積極的に登用し、女性委員のいない審議会等を解消します。 | 全課    |
| ②女性委員の登用調査          | 継続  | 各種審議会等への女性委員の登用調査を実施し、女性委員の登用状況の把握に努めます。                      | 生涯学習課 |

### ２）女性の人材養成の推進

| 施策名                                        | 方向性 | 施策の内容                                                                   | 担当課   |
|--------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------|-------|
| ①女性団体の自主企画への支援                             | 継続  | 女性団体が活動しやすいように、支援協力をします。                                                | 生涯学習課 |
| ②人材リストの作成                                  | 継続  | 女性人材リストの登録を進め、人材育成に努めます。                                                | 生涯学習課 |
| ③女性のエンパワメントへの支援（指導者等の資質向上のための研修会や講座への参加支援） | 拡充  | 男女共同参画の指導者の養成や、資質の向上に関する研修に参加する人に対して、その研修に要する費用の一部を補助し、女性の人材養成の推進を図ります。 | 生涯学習課 |

### ３）政治への参画の促進

| 施策名            | 方向性 | 施策の内容                                                                                | 担当課   |
|----------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ①議場への傍聴方法等をPR  | 継続  | 気軽に議会を傍聴してもらえるよう、町のホームページや議会だより、町広報紙などを活用し、傍聴方法に関する情報提供に努めます。                        | 議会事務局 |
| ②議会議事のホームページ公開 | 継続  | 開かれた議会を推進するためHPにおける議会の映像配信（Live 及び録画）を開始しました。また、映像配信を行うことにより、議会議事録の作成日数短縮の補完ができています。 | 議会事務局 |

#### 4) 各種団体等における女性参画の促進

| 施策名                              | 方向性 | 施策の内容                                       | 担当課 |
|----------------------------------|-----|---------------------------------------------|-----|
| ①自治会、コミュニティ、PTA 等各種団体役員への女性の登用促進 | 継続  | 区長会、PTA 等各種団体の長や本部役員へ女性の登用を促進するよう啓発を行います。   | 全課  |
| ②各種事業の実行委員会への女性の参画の呼びかけ          | 継続  | 地域活動への企画・運営に参加するよう、各種事業の実行委員会に女性の参画を呼びかけます。 | 全課  |

## (2) 地域活動の推進 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

性別や年代にかかわらず地域活動への参加を促します。特に女性についてはリーダー養成を行うとともに、これまで地域とつながりが少なかった男性に対しても積極的な参加を呼びかけます。

また、企業や自治会などさまざまな地域組織・各種団体の方針決定の場における女性の登用に関する意識啓発や情報提供を行い、男女がともに参画する地域づくりを進めます。

#### 1) 地域活動参加への啓発と学習機会の提供

| 施策名                  | 方向性 | 施策の内容                                                                                   | 担当課            |
|----------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ①地域活動への男女の積極的参加の呼びかけ | 継続  | 地域活動への男女の積極的な参加の呼びかけを行い、まちづくりや地域防災、子育て、介護支援、生涯学習活動等に参画できるよう支援します。                       | 全課             |
| ②わくわく塾講師への登録推進       | 継続  | 「学ぶ」と「教える」という生きがいの両面を満たす各種講座の受け皿を整え、充実させます。                                             | 生涯学習課          |
| ③女性団体ネットワークの強化       | 継続  | 男女共同参画懇話会を通じて男女共同参画を推進する団体のネットワークを強化し、県や町からの情報を提供します。                                   | 生涯学習課          |
| ④地域づくりへの出前講座の実施      | 継続  | 住民の学習機会の拡充を図るとともに、町政に対する理解を深め、まちづくり推進に寄与することを目的とする出前講座の実施と充実を図ります。                      | 全課             |
| ⑤出前講座の周知と人材リストの作成    | 継続  | 出前講座の周知と参加者の拡大に向けての人材リスト等の作成を行います。                                                      | 生涯学習課          |
| ⑥地域の防災活動における女性登用の促進  | 新規  | 女性消防団員の入団促進や日頃の防災訓練への参加など、女性の防災活動への参画を図るとともに、男女共同参画の視点に立った防災の必要性等についての周知、啓発や情報提供を実施します。 | 生涯学習課<br>地域防災課 |

## 2) 地域活動参加への環境づくりの促進

| 施策名               | 方向性 | 施策の内容                                                                             | 担当課                                                                     |
|-------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ①地域での女性役員等の受け入れ強化 | 継続  | 地域活動への男女の積極的参加を呼びかけ、男女区別なく役員等の登用を呼びかけます。                                          | 全課                                                                      |
| ②子育て支援の充実         | 拡充  | 子育て世帯の「援助を受けたい者」と「援助をしたい者」がファミリー・サポート・センター事業に登録し、依頼を受けてアドバイザーが仲介をし、子育て支援の充実を図ります。 | こども育成課                                                                  |
| ③ボランティア活動窓口の整備    | 継続  | 町民の自主的なまちづくりを推進するため、ボランティア活動窓口の整備を図りボランティア団体の活動を支援します。                            | 企画財政課<br>地域防災課<br>福祉保険課<br>社会福祉協議会<br>産業振興課<br>こども育成課<br>生涯学習課<br>健康増進課 |

## 3) 国際社会への貢献

| 施策名                             | 方向性 | 施策の内容                                                                                          | 担当課                             |
|---------------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| ①町内居住外国人に対して生活関連情報の提供（パンフレット作成） | 継続  | 町ホームページの翻訳機能（英語・スペイン語・ポルトガル語・韓国語・中国語）や外国人向けパンフレットを通じて、外国語による情報提供を行い、町内居住外国人も生活しやすい環境づくりを推進します。 | 行政課<br>企画財政課<br>住民窓口課<br>くらし環境課 |
| ②町内居住外国人に対して防災訓練参加の推進           | 継続  | 安全、安心のまちづくりにむけ、町内居住外国人も防災訓練に参加するよう啓発します。                                                       | 地域防災課                           |
| ③国際的人材の育成                       | 継続  | 小・中学校において国際教育（ALT）を実施し、国際理解教育、英語指導を行い、国際交流活動を通じて、性別や国籍による差別意識を払拭するとともに、多様な価値観の理解を推進します。        | こども育成課                          |

## 5 生涯を通じた健康と福祉の増進

### 現状と課題

高齢化や家族形態の変容に伴い、単身世帯やひとり親世帯が増加している中で、貧困や、教育や就労等の機会を得られないといったさまざまな困難を抱える人の増加がみられます。また、高齢者や障がいがある人や町内在住の外国人、生活上困難な状況に置かれている人などは、女性であることで、複合的な困難を抱える場合があり、人権尊重の観点からの配慮を行うとともに、だれもが安心して暮らせる環境整備が求められます。

性と生殖に関する健康と権利（「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」※<sup>9</sup>）は、重要な権利の一つとされています。男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たって重要となります。リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透を図るとともに、男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう健康教育、相談体制を確立する必要があります。

### ※9 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むかなどについて選択し、自ら決定すること、また、そのための情報と手段を得ることができるという権利のことをいう。

さらに、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利や、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、健康な子どもを持てる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利なども含まれる。

## ( 1 ) 生涯を通じた女性の健康支援 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

男女がともに正しい知識を持ち、双方がより良い協力関係を保つことができるよう、啓発活動を充実し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する理解の促進を図るとともに、男女のライフステージに応じた心身の健康の保持・増進のための支援の充実を図ります。

### 1) 健康づくり対策の推進

| 施策名            | 方向性 | 施策の内容                                                                            | 担当課   |
|----------------|-----|----------------------------------------------------------------------------------|-------|
| ①不妊治療費助成事業の実施  | 継続  | 不妊治療等を受けている方の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療にかかる費用の一部を助成します。                                  | 健康増進課 |
| ②こんにちは赤ちゃん教室   | 継続  | 妊娠期から出産後の母体の健康管理について指導を行います。また、こんにちは赤ちゃん教室において小児科医師による講話及び沐浴実習を通して、父親の育児参加を促します。 | 健康増進課 |
| ③健康講座の開催       | 継続  | 生活習慣病予防や女性の健康などをテーマとした健康講座を開催し、健康づくりの啓発活動を行います。                                  | 健康増進課 |
| ④妊娠期の健康相談の実施   | 継続  | 母子健康手帳交付時に妊娠期の健康相談を実施します。                                                        | 健康増進課 |
| ⑤健康づくり運動の推進    | 継続  | 各種健康教育、健診を通して、健康づくりを推進します。                                                       | 健康増進課 |
| ⑥健康づくりの拠点施設の活用 | 新規  | 新たに整備された健康づくり拠点施設を利用し、幅広い世代を対象とした健康づくりの支援に努めます。                                  | 健康増進課 |

## (2) 困難を抱えたあらゆる女性等が安心して暮らせる環境の充実 ● ● ● ● ●

さまざまな困難を抱えた人の自立につなげるための支援、家庭や地域において健康で安心して暮らせるための支援の充実に努めるとともに、子育てや介護を支援するサービスの充実に努めます。

### 1) 子育て環境の整備

| 施策名               | 方向性 | 施策の内容                                                                                                       | 担当課    |
|-------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| ①子育てマップの作成        | 継続  | 町内の施設や公園、病院等を掲載した子育てマップを作成し、子育て世帯の転入者に配布します。                                                                | こども育成課 |
| ②延長保育の実施          | 継続  | 保育園での平日の保育時間や土曜保育の延長を継続実施します。                                                                               | こども育成課 |
| ③一時預かり事業          | 継続  | 保育者の疾病や育児疲れによる精神的・肉体的負担を軽減するため、一時預かり事業を実施しています。今後実施箇所数の増加を図り、子育て支援サービスの向上に努めます。                             | こども育成課 |
| ④病児保育の実施          | 拡充  | 近隣市との連携で病児保育事業を実施します。また、保育園に看護師を配置し、園児が保育中に具合が悪くなった場合の体調不良児対応型事業を実施します。                                     | こども育成課 |
| ⑤子育てグループへの育成支援    | 継続  | 地域組織育成事業として、子育てを応援する民間団体へ補助金を支出し、活動に対する支援を行います。                                                             | こども育成課 |
| ⑥子育て支援センターの充実     | 継続  | 地域全体で子育てを支援するため、子育て支援センターの事業充実を図ります。                                                                        | こども育成課 |
| ⑦こども交流センター（仮称）の整備 | 新規  | 子育て支援センター・児童館・一時預かり・ファミリー・サポート・センター事業等を有する子ども関連施設を整備し、子育てを支援します。                                            | こども育成課 |
| ⑧放課後児童会の充実        | 拡充  | 小学校の放課後児童会の整備を進め、待機児童の解消を図ります。                                                                              | こども育成課 |
| ⑨少年少女サークル事業の実施    | 継続  | 町内の小・中学生を対象とし、町内の各施設を利用し、異年齢の子どもたちが多様な体験ができる機会を提供します。                                                       | 生涯学習課  |
| ⑩地域子ども教室の実施       | 継続  | 地域社会の中で子どもたちがこころ豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、「放課後子ども教室」を実施し、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所をつくとともに、地域の方々の参画によりさまざまな活動を実施します。 | 生涯学習課  |
| ⑪地域見守り隊の設置        | 継続  | 各小学校において見守り隊を設置し、登下校の交通安全や不審者の抑止にあたります。また、地区安全会議等に参加し、広く情報交換を行うなど、児童の安全確保に努めます。                             | 地域防災課  |
| ⑫託児スタッフ養成講座       | 継続  | 子育て中の親が安心して学習活動に参加できるよう、親のかわりに子どもたちの世話をする託児スタッフを養成する講座を開催し、子育て支援をします。                                       | 生涯学習課  |

## 2) 相談機能の整備

| 施策名              | 方向性 | 施策の内容                                                              | 担当課    |
|------------------|-----|--------------------------------------------------------------------|--------|
| ①子ども総合相談         | 継続  | 子どもに関するさまざまな相談に応じるとともに、相談内容により関係機関と連携を図り、各種相談に応じます。                | こども育成課 |
| ②子育て支援センターでの育児相談 | 継続  | 地域子育て支援センターにおいて、小さな子どもをもつ親の育児相談に応じます。                              | こども育成課 |
| ③福祉総合相談          | 継続  | 関係課と連携し、福祉に関するさまざまな相談に応じます。                                        | 福祉保険課  |
| ④高齢者に関する相談       | 継続  | 町内3ヶ所の在宅介護支援センターと、地域包括支援センターで、高齢者に関する相談に応じます。                      | 長寿介護課  |
| ⑤人権・法律相談         | 継続  | 関係課と連携し、人権・法律に関するさまざまな相談に応じます。                                     | 行政課    |
| ⑥ひまわり相談          | 継続  | いじめ・不登校・子育ての問題等相談に応じ、助言・支援を行うとともに、関係機関と連携し、必要な措置を講じます。             | 生涯学習課  |
| ⑦健康相談            | 継続  | 乳幼児健康相談や成人健康相談、精神科医による「心の相談」を実施し、健康に関する相談に応じます。また、不定期での電話相談にも応じます。 | 健康増進課  |
| ⑧障がい者相談          | 新規  | 障がい者が日常生活を送る中で生じるさまざまな相談に応じます。                                     | 福祉保険課  |



### 3) 自立と社会参加の促進

| 施策名               | 方向性 | 施策の内容                                                                     | 担当課                                                                     |
|-------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ①ひとり親家庭の経済援助・貸付制度 | 継続  | 県事業であるひとり親家庭への経済援助・貸付制度の広報及び受付事務を実施し、ひとり親家庭の自立促進を図ります。                    | こども育成課                                                                  |
| ②わくわく塾の開催         | 継続  | 多種多様な「わくわく塾」の実施に努めます。                                                     | 生涯学習課                                                                   |
| ③くすのき学級の開催        | 継続  | 高齢者を対象とした教養講座として「くすのき学級」の充実を図るとともに、参加しやすい環境づくりを進めます。                      | 生涯学習課                                                                   |
| ④男性・高齢者向け料理、栄養講座  | 継続  | 男性や高齢者向けの料理教室や要請に応じて栄養講座等を実施し、男性や高齢者の自立と社会参加の促進を図ります。                     | 健康増進課                                                                   |
| ⑤人材リストの活用         | 継続  | 人材リスト「いちばん星みつた」をさまざまな学習の場で活用し、自分の知識や技術を教えて社会参加していく人の活用を図ります。              | 全課                                                                      |
| ⑥ボランティア活動の連携・推進   | 継続  | ボランティア団体の連携や情報交換活動を中心にボランティア団体の資質向上を図ります。                                 | 福祉保険課<br>社会福祉協議会<br>企画財政課<br>産業振興課<br>こども育成課<br>健康増進課<br>地域防災課<br>生涯学習課 |
| ⑦生活困窮家庭への支援       | 新規  | 生活困窮者自立支援制度のもと、生活困窮家庭に対し、就労や家計相談、住居確保給付金の支給など、一人ひとりの状況に合わせた自立に向けた支援を行います。 | 福祉保険課<br>社会福祉協議会                                                        |

## (3) 高齢者福祉の向上 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

高齢者が安心して生活できるように支援するとともに、女性も社会参加しやすい環境の整備を図ります。

### 1) 高齢者の社会参加の促進

| 施策名              | 方向性 | 施策の内容                                                         | 担当課                     |
|------------------|-----|---------------------------------------------------------------|-------------------------|
| ①高齢者の社会参加に対する支援  | 継続  | 高齢者の生きがいづくり、健康づくりに関し、広報紙やパンフレット・チラシ等の配布、出前講座等により啓発を行います。      | 健康増進課<br>長寿介護課<br>生涯学習課 |
| ②シルバー人材センターの活用促進 | 継続  | 高齢者の社会参加を進め、高齢者のもつ能力を活用していくために、シルバー人材センター事業を支援し、就業機会の拡大を図ります。 | 産業振興課                   |

## 2) 介護における支援体制の整備と充実

| 施策名            | 方向性 | 施策の内容                                                              | 担当課            |
|----------------|-----|--------------------------------------------------------------------|----------------|
| ①家族介護教室        | 継続  | 家族介護支援の一環として、家族介護教室を実施します。                                         | 長寿介護課          |
| ②介護予防教室等の開催    | 継続  | 高齢者がいつまでも健康でいきいきと安心して暮らせるために、介護予防講座等の充実を図ります。                      | 長寿介護課<br>健康増進課 |
| ③福祉部門への専門職員の配置 | 継続  | 社会福祉士や保健師など専門知識にもとづいた助言や指導、援助を行えるよう、要資格者を配置します。                    | 行政課            |
| ④福祉サービスの充実     | 継続  | 高齢者が住み慣れた家庭や地域で生活できるよう、ホームヘルプサービス、デイサービス、配食サービス等の生活支援サービス事業を推進します。 | 長寿介護課          |

## 3) 権利擁護事業等の推進

| 施策名                                  | 方向性 | 施策の内容                                                                   | 担当課   |
|--------------------------------------|-----|-------------------------------------------------------------------------|-------|
| ①高齢者における成年後見制度等の周知・利用支援              | 継続  | 認知症高齢者等を保護するため、消費者被害についての啓発を行い、また成年後見制度の周知を図り利用支援を行います。                 | 長寿介護課 |
| ②高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の周知・啓発 | 継続  | 高齢者に対する虐待を防止し、高齢者の権利を養護するため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の周知・啓発を図ります。 | 長寿介護課 |

## 4) 総合的な生活環境の整備

| 施策名                    | 方向性 | 施策の内容                                                                                    | 担当課                        |
|------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| ①企業等への介護休業への啓発         | 継続  | 介護休業法を周知するため、事業所及び従業員に対する啓発を行います。                                                        | 生涯学習課                      |
| ②福祉教育の推進               | 継続  | 学校での福祉体験などを通し、福祉への理解と関心を高めるように努めます。                                                      | 福祉保険課<br>社会福祉協議会<br>こども育成課 |
| ③高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進 | 拡充  | 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にもとづき、高齢者が住みなれた家庭や地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における支えあい活動を促進し、地域包括ケアシステムを推進します。 | 長寿介護課                      |

## 現状と課題

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）やDV等は、基本的人権に係る大きな問題であり、男女共同参画社会を目指す上で、克服すべき重要な課題です。DVについては、身体的暴力だけではなく、心理的暴力、社会的暴力等についての正しい知識の普及とDVが重大な人権侵害であるという意識を浸透させる啓発が必要です。

本町でも女性に対する暴力を根絶するための啓発活動を行うとともに、DV やセクハラに対する相談の場や支援体制を整備してきました。

住民意識調査では、セクハラやＤＶを受けたことがある・受けているという人が少なからず見られ、町民の身近なところで現実には起きている問題となっています。

DVは潜在化しやすく、周囲の無理解から深刻化する特性があるため、DVに関する正しい理解の普及を図り、暴力を許さない気運を醸成することが必要です。

また、DVなどの相談先を知らない町民も３割ほど見られ、相談体制の周知を図るとともに、身近で安全に相談できる体制を整え、被害者の救済、その後の自立支援を一体的に行える支援体制の整備が必要です。

(１) 女性に対する暴力の根絶 ●●●●●●●●●●

関係機関と連携し、暴力やセクシュアル・ハラスメント等は重大な人権侵害であるという認識を、中学生や高校生も含めて広く高め、正しい知識を理解するための教育や広報、啓発活動を進めます。

### 1) 女性に対する暴力を根絶するための啓発推進

| 施策名             | 方向性 | 施策の内容                                                                              | 担当課            |
|-----------------|-----|------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ①情報紙「咲くっと」での啓発  | 継続  | 情報紙「咲くっと」において、男女間の暴力やセクシュアル・ハラスメントを許さない社会の実現の必要性についての啓発を行います。                      | 生涯学習課          |
| ②青少年を守る家・店事業の実施 | 継続  | 青少年を事故や事件から守るために緊急避難場所として、「青少年を守る家」及び「青少年を守る店」の充実を図ります。<br>また、青少年補導員協議会との連携を推進します。 | 生涯学習課<br>地域防災課 |

## 2) 女性にとって安全・安心なまちづくり

| 施策名        | 方向性 | 施策の内容                                                            | 担当課   |
|------------|-----|------------------------------------------------------------------|-------|
| ①地区安全会議の設置 | 継続  | 自治会長や各種関係団体の代表者が主体となる各小学校校区別の安全会議を支援し、さまざまな防犯活動を実施して地域の防犯力を高めます。 | 地域防災課 |

## 3) ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント対策

| 施策名                             | 方向性 | 施策の内容                                                                                      | 担当課          |
|---------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| ①ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント相談 | 継続  | ドメスティック・バイオレンスについては、担当者が常時相談に応じ、必要に応じて県と連携して一時保護などの対応を図ります。セクシュアル・ハラスメントについても担当課が、相談に応じます。 | 福祉保険課<br>行政課 |

## (2) 女性に対する暴力への相談機能の充実 ●●●●●●●●●●

DV等の暴力の被害者が安心して相談できる相談窓口の充実を図るとともに、相談窓口で対応する職員の資質の向上に努めます。

また、町関係部署及び、外部の関係機関との組織的な連携により、緊急時の被害者の安全確保から自立支援まで一体となった支援を行う体制づくりを進めます。

### 1) 相談機能等の充実

| 施策名          | 方向性 | 施策の内容                                                                                            | 担当課                    |
|--------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| ①相談体制の充実・連携  | 継続  | 被害者である相談者が相談しやすいように、総合相談室を設置し、関係機関等が連携し、相談体制を充実します。また、警察署、女性相談センター、静岡県等と連携し、一時保護や自立支援体制の充実を図ります。 | 福祉保険課<br>行政課<br>こども育成課 |
| ②女性情報コーナーの実施 | 継続  | 女性に関する情報を、図書館のコーナーに設けて情報提供を推進します。                                                                | 生涯学習課                  |



## 参考資料

### 1 策定経過

| 日程                                        | 内容等                                                                                                    |
|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 27 年 9 月                               | アンケート調査実施<br>町内在住の満 18 歳以上の住民<br>配布 2,000 人 回収 1,093 人 回収率 54.7%                                       |
| 平成 27 年 12 月 17 日                         | 第 1 回 長泉町男女共同参画プラン策定委員会<br>(1) 第 2 次長泉町男女共同参画プラン中間見直し(素案)について<br>(2) 第 2 次長泉町男女共同参画プラン中間見直し今後の予定について   |
| 平成 28 年 1 月 14 日                          | 第 2 回 長泉町男女共同参画プラン策定委員会<br>(1) 第 2 次長泉町男女共同参画プラン(後期計画)(素案)について<br>(2) 第 2 次長泉町男女共同参画プラン(後期計画)今後の予定について |
| 平成 28 年 1 月 17 日<br>～<br>平成 28 年 2 月 15 日 | パブリックコメントの実施                                                                                           |
| 平成 28 年 2 月 18 日                          | 第 3 回 長泉町男女共同参画プラン策定委員会<br>(1) 第 2 次長泉町男女共同参画プラン(後期計画)(素案)について<br>(2) 第 2 次長泉町男女共同参画プラン(後期計画)今後の予定について |

## 2 長泉町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

○長泉町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱

(平成 7 年 3 月 29 日告示第 39 号)

改正 平成 12 年 3 月 31 日告示第 49 号 平成 12 年 5 月 24 日告示第 75 号

平成 22 年 4 月 28 日告示第 51 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、男女共同参画に係る問題及び関係施策の現状とそのあるべき姿について調査研究し、長期的かつ総合的な視点に立って、男女共同参画に係る今後の基本計画を策定するため長泉町男女共同参画プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、この委員会について必要な事項を定める。

(平 22 告示 51・一部改正)

(構成)

第 2 条 委員会は、委員 12 人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 各種民間団体の代表者

(3) 町民代表

(4) 町職員

3 委員は、第 5 条に規定する町長への報告が完了したときは、解嘱されるものとする。

[第 5 条]

(平 12 告示 75・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第 5 条 委員会は、第 1 条に規定する基本計画を策定したときは、速やかに町長に報告するものとする。

[第 1 条]

(平 22 告示 51・一部改正)

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(平12告示49・一部改正)

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日告示第49号)

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年5月24日告示第75号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年4月28日告示第51号)

この告示は、公示の日から施行する。

### 3 長泉町男女共同参画プラン策定委員会名簿

任期：平成 27 年 10 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

| No. | 役 職  | 氏 名    | 推薦団体              |
|-----|------|--------|-------------------|
| 1   | 委員長  | 大川 須津子 | ネットワークながいずみ       |
| 2   | 副委員長 | 森近 裕美子 | 男女共同参画推進委員        |
| 3   | 委員   | 河村 宏子  | 学識経験者             |
| 4   | //   | 井出 康   | 三島地区労働者福祉協議会 長泉支部 |
| 5   | //   | 時枝 しのぶ | 民生委員・児童委員協議会      |
| 6   | //   | 天野 和子  | 長泉町商工会            |
| 7   | //   | 堀井 美智子 | 学識経験者             |
| 8   | //   | 内野 菊江  | 学識経験者             |
| 9   | //   | 藤曲 功一  | 男女共同参画推進委員        |

(敬称略)

| 事務局   | チーム名      | 職 名 | 氏 名   |
|-------|-----------|-----|-------|
| 教育委員会 |           | 部長  | 小出 雅之 |
| 生涯学習課 |           | 課長  | 井出 雅人 |
| //    | 女性・青少年チーム | 主幹  | 大湖 達也 |
| //    | //        | 主事  | 加藤 有子 |

## 4 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)  
最終改正年月日：平成十一年十二月二十二日法律第百六十号

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第十二条）

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

#### 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### （政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### （家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを

旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

ない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

い。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以上をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（平成十一年六月二三日法律第七八号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則

（平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成十三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則

（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

---

## 第2次長泉町男女共同参画プラン (後期計画)

平成 28 年 3 月

編集・発行 長泉町教育委員会 生涯学習課

〒411-0943 静岡県駿東郡長泉町下土狩 1283-11

コミュニティながいずみ内

電 話 (055)-986-2289

FAX (055)-988-7802

URL <http://japan.nagaizumi.org>

E-mail [syogai@nagaizumi.org](mailto:syogai@nagaizumi.org)

---



第2次長泉町男女共同参画プラン（後期計画）  
～よりよいパートナーシップづくりをめざして～

